

第1章  
計画策定に  
あたって

第2章  
こどもと子育て家庭  
を取り巻く現状

第3章  
計画の取組  
状況と課題

第4章  
こども計画の  
基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



## 第5章 施策の展開

## 【基本施策と個別施策】

長崎市こども計画の施策の展開は、各基本施策にぶら下がる次の個別施策に応じた取組み・事業を通じて進めます。

この章では、各基本施策の冒頭に、アンケートやヒアリングの自由意見などで得られた関連する主な意見と、それに応じる施策の考えを示し、個別施策の取組概要を記載しています。

なお、取組みによっては複数の個別施策を推進するものもあります。そのような取組はいずれの施策にも掲載し、それぞれ

【再掲（又は後掲）】と表記し、関連する施策 No を記載しています。

また、後述の「地域子ども・子育て支援事業<sup>9</sup>」にあたる事業については、取組名の前に「★」マークを付けています。

## 【基本施策】

1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

3 子ども・子育て家庭への支援

4 きめ細かな対応が必要な子どもと家庭への支援

5 こどもの心と命を守るための取組み

6 まち全体で子ども・子育て家庭を応援する気運の醸成

## 【個別施策】

(1)こどもの意見表明・意見反映

(2)こどもが遊び・学び・過ごす場の充実

(1)結婚希望者への支援

(2)妊娠・出産の支援

(3)こどもの健やかな成長への支援

(1)教育・保育施設等の適正な量の確保

(2)教育・保育等の質の向上

(3)「確かな学力」の向上

(4)家庭・学校・地域の連携による教育の充実

(5)安心・安全に学べる教育環境の整備

(6)子育てに関する精神的負担の軽減

(7)家庭の子育て力向上

(8)経済的支援の充実

(1)障害児への支援

(2)ひとり親家庭等の自立支援

(3)こどもの貧困対策

(1)虐待・いじめ・不登校の発生予防

(2)虐待等の早期発見・早期対応への支援体制の充実

(3)特に配慮を要する子どもへの支援

(4)こどもの安全対策の推進

(1)地域や企業などの子育てを応援する取組みの推進

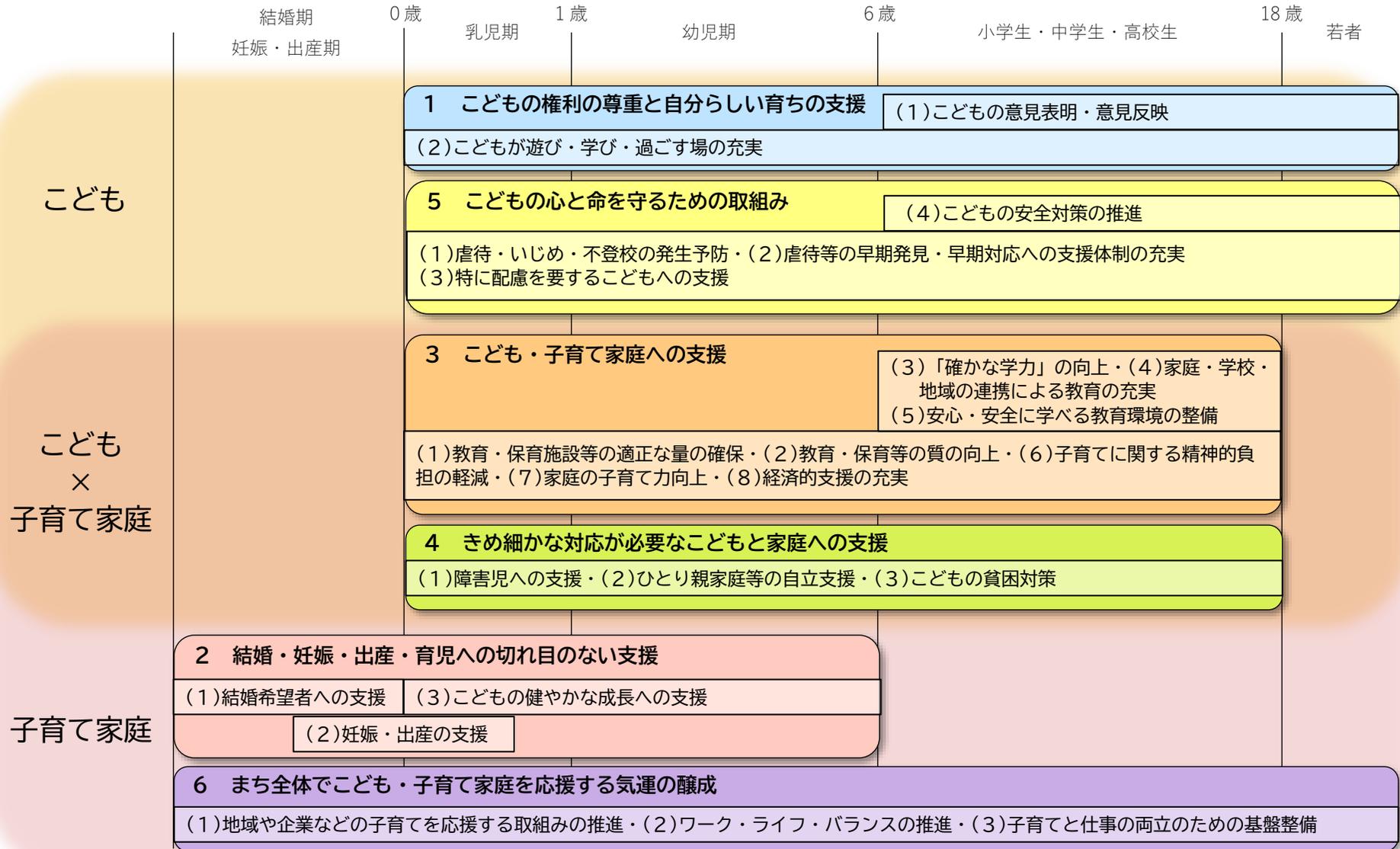
(2)ワーク・ライフ・バランスの推進

(3)子育てと仕事の両立のための基盤整備

<sup>9</sup> 地域子ども・子育て支援事業：子ども・子育て支援法第59条に規定された法定事業で、子育て家庭を対象に市町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業のことです。

## 【年齢区分に応じた基本施策と個別施策の展開イメージ】

基本施策と、それにぶら下がる個別施策が、こども・子育て家庭にとってどのような時期に対応しているのかを次に示します。  
いずれの時期に対しても支援に切れ目がないよう取組みを進めます。



計画策定にあたって  
第1章

こどもと子育て家庭を取り巻く現状  
第2章

計画の取組状況と課題  
第3章

こども計画の基本的考え方  
第4章

施策の展開  
第5章

計画の目標等  
第6章

計画の推進  
第7章



## 【基本施策1】こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

## 【この施策に関連する主な意見】

- ・ こどもの意見を大切にする（小学生）
- ・ もう二度と原子爆弾などが落とされない平和な長崎になってほしい（小学生）
- ・ こどもがしたいことをあまり否定しないこと（小学生）
- ・ こどもたちが遊べる施設などを増やす。勉強などできる場所を作る（中学生）
- ・ 暑い日や寒い日、雨の日などに遊べる屋内施設を増やしてほしい（中学生）
- ・ 大人だけじゃなくて、こどもの意見も行政に取り入れてほしい（中学生）
- ・ 「こどもが主役」の社会にするためには今のこどもたちに政治のことについて知ることができる機会をつくり、政治や社会のことについて知ったり考えさせればなっていくと思います（中学生）
- ・ 気軽に SNS 等で長崎に対する要望を書けるようなシステム（高校生）
- ・ 定期的に内容が異なるイベント（eスポーツなど）を実施してほしい。スタジアムシティなどで開催ができないか（高校生）
- ・ 図書館は会話が禁止なので、友達と気軽にお喋りしながら勉強ができる場所がほしい（高校生）
- ・ カフェがほしい。学校帰りに無料で気兼ねなく立ち寄れる場所がほしい（高校生）
- ・ 母親が働いてなくても、学童以外に放課後に友達と集まれる場所をぜひ作ってほしい。特に長期休みは、こどもが遊ぶ相手がおらず困ります（未就学児保護者）
- ・ こどもが室内で遊べるような場所が、バスや電車で行ける距離にあればいいと思う。車の免許がなくても行けるような場所が欲しい（未就学児保護者）

## 【意見に対する施策の考え】

こどもたちは自分の考えや意見を聞いてほしいという希望を持っています。また、遊びや勉強といった日常を安心して過ごすための居場所があることを希望しています。

こども自身が意見を発信する機会と、その意見が最大限尊重される環境を作る支援を行います。また、こどもたちが日常を過ごし、交流を図ることができる居場所の創出に向けて取り組めます。



## 個別施策1) こどもの意見表明・意見反映

| No    | 取組                  | 概要  | 担当課                          |
|-------|---------------------|---|------------------------------|
| 1-1-1 | ●こどもの権利の尊重に関する周知・啓発 | すべてのこどもが独立した人格を持つ権利の主体として尊重されるとともに、大人から発達を支援され、保護されるよう、こどもの権利の尊重について周知・啓発を行います。 | こども政策課<br>学校教育課<br>人権男女共同参画室 |

| No    | 取組                      | 概要   | 担当課    |
|-------|-------------------------|--|--------|
| 1-1-2 | ●こども・若者を対象としたアンケート調査の実施 | こどもまんなか社会を目指し、意見を反映させるために、毎年こども・若者を対象としたアンケート調査を実施します。 | こども政策課 |

| No    | 取組                 | 概要   | 担当課   |
|-------|--------------------|--|-------|
| 1-1-3 | ●こどもの社会的自立を支援する取組み | <p>○各学校へキャリア教育人材リストの活用を周知するとともに、弁護士による「法教育」や「中学生議会」「小学生まちづくりアイデアコンテスト」など、児童生徒一人一人が自らの将来や長崎の未来を考え、社会的・職業的に自立する基盤を養うことができるよう、民間との連携を図りながら多様な人材や体験と出会う機会を充実させます。</p> <p>○長崎市版キャリア教育「未来（ミラ）クル！！長崎プライド育成プログラム」としてさらなる体系化を図るとともに、小中高の校種別に世界遺産や史跡、魅力ある企業や施設、食文化などに直に触れることをねらいとした「ながさきの魅力発見・発信学習」などの充実に努めます。</p> | 学校教育課 |



## 個別施策2) こどもが遊び・学び・過ごす場の充実

| No    | 取組              | 概要  | 担当課     |
|-------|-----------------|---|---------|
| 1-2-1 | ●こどもが遊び・学ぶ施設の運営 | ○長崎市あぐりの丘<br>こどもたちに、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流の場を提供することにより、こどもの健やかな成長を育むことができるよう、利用者の意見を踏まえて施設を運営します。                                      | こども政策課  |
|       |                 | ○長崎ペンギン水族館<br>本や映像などから得ることのできない生きものの生態を観察することができ、動物と間接・直接的に触れ合うことで様々な刺激を受ける学びの場として、海洋学習や自然楽校などの教育普及活動やイベント等を行います。                         | 水産農林政策課 |
|       |                 | ○長崎市科学館<br>実験や工作、野外での生き物観察などを通して、こどもたちの自然や科学への興味・関心が高まるように、各種教室を実施します。  | 生涯学習施設課 |
|       |                 | ○長崎市恐竜博物館<br>長崎市で発見された恐竜などの化石を通して、地域への愛着を醸成するとともに、古生物や地球の歴史を学ぶ場としてワークショップや教育養成プログラムを実施します。  |         |
|       |                 | ○日吉自然の家<br>豊かな自然環境の中での集団宿泊生活や野外活動を通して、こどもたちの健全育成が図られるように、キャンプや野外活動などのイベントを実施します。  |         |
|       |                 | ○長崎市立図書館<br>読み聞かせを通して、読書の楽しさや親子の触れ合いの大切さを感じてもらえるよう、おはなし会や絵本の読み聞かせ講座を実施します。また、絵本を通して親子がともに楽しみ、心身の健康を育みながら絆を深めるきっかけづくりとして、赤ちゃんに絵本をプレゼントします。 |         |



| No    | 取組                         | 概要  | 担当課     |
|-------|----------------------------|---|---------|
| 1-2-2 | ★放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ) | 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。また、こどもが安心して過ごせるよう、放課後児童クラブを整備します。 | こどもみらい課 |

| No    | 取組           | 概要   | 担当課     |
|-------|--------------|--|---------|
| 1-2-3 | ●放課後子ども教室の推進 | 全ての小学生が、放課後や週末に色々な活動が体験できる「放課後子ども教室」を市内全小学校区で実施することを維持・継続するとともに、コーディネーター等の質の向上と事業内容の充実のため、各小学校区で委託事業の実施を目指します。 | こどもみらい課 |

| No    | 取組        | 概要   | 担当課                 |
|-------|-----------|--|---------------------|
| 1-2-4 | ●公園の遊具の更新 | 都市公園内の老朽化した遊具を、誰もが遊べるインクルーシブ遊具などの、新しい遊具に更新します。 | 中央総合事務所<br>地域整備1・2課 |

| No    | 取組                 | 概要   | 担当課               |
|-------|--------------------|--|-------------------|
| 1-2-5 | ●こどもの遊び場や居場所づくりの推進 | 民間団体や地域との連携を踏まえた、こどもの遊び場や、学校や家庭以外の安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。 | こども政策課<br>こどもみらい課 |

| No    | 取組               | 概要   | 担当課     |
|-------|------------------|--|---------|
| 1-2-6 | ●青少年育成協議会活動等への支援 | 青少年の健全な育成のために、地域において様々な体験・交流活動を実施する青少年育成協議会を支援します。また、地域での体験・交流活動を支える指導者の養成を行います。 | こどもみらい課 |

| No    | 取組            | 概要                               | 担当課                        |
|-------|---------------|----------------------------------|----------------------------|
| 1-2-7 | ●夏休み子ども講座等の開催 | こどもたちが気軽に参加し、交流できる学習の場を公民館に設けます。 | 生涯学習企画課<br>各公民館<br>各文化センター |

第1章  
計画策定にあたって第2章  
こどもと子育て家庭  
を取り巻く現状第3章  
計画の取組  
状況と課題第4章  
こども計画の  
基本的考え方第5章  
施策の展開第6章  
計画の目標等第7章  
計画の推進



| No    | 取組                 | 概要  | 担当課      |
|-------|--------------------|---|----------|
| 1-2-8 | ●中高生と乳幼児のふれあい体験の実施 | 中高生が乳幼児とふれあい、子育ての楽しさや難しさを実感する機会を設けるため、「お遊び教室」への参加を促します。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組       | 概要   | 担当課   |
|-------|----------|--|-------|
| 1-2-9 | ●平和学習の実施 | ○中学生平和Englishリーダーの育成<br>英語で被爆の実相や平和への思いを発信できる生徒を育成するため、長崎市国際課の「ゆめ体験」に参加する長崎市内在住の中学生を対象に、長崎市ALIT等と連携しながら、夏季休業中に研修を実施します。                        | 学校教育課 |
|       |          | ○平和学習発表会<br>市内中学校における生徒の平和の取組みを発展させる機会とするため、平和学習発表会を開催します。   | 被爆継承課 |
|       |          | ○「平和ナガサキ」の配布<br>次代を担う小中学生に被爆の実相を伝えるため、主体的に平和学習を行うよう、新しい平和教育の指針に合わせて平成30年度に改訂した「平和ナガサキ」を小学3年生及び中学1年生に配布します。                                     |       |
|       |          | ○青少年ピースフォーラム事業<br>8月9日の平和祈念式典に合わせて、全国から集まる平和使節団の青少年と長崎の青少年が共に被爆の実相と平和の尊さを学び、交流を深めます。   |       |
|       |          | ○青少年ピースボランティア育成事業<br>被爆の実相の継承と平和意識の高揚を図るため、ピースボランティアに登録している青少年を対象に原爆や戦争についての学習会を実施します。<br>また、登録者を県外へ派遣し、長崎原爆以外の戦争について学習し、同年代の青少年と意見交換や交流を図ります。 |       |

| No     | 取組                      | 概要   | 担当課   |
|--------|-------------------------|--|-------|
| 1-2-10 | ●県外の中学校との生徒会リーダー 交流会の実施 | いわき市での交流や被災地の現状を、学ぶことなど、他都市を訪問することで、広い視野から自分のふるさとを見つめなおし、長崎の未来を担う人材となるための資質や能力を磨く機会とします。 | 学校教育課 |

第1章  
計画策定にあたって

第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
こども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



| No     | 取組            | 概要  | 担当課            |
|--------|---------------|---|----------------|
| 1-2-11 | ●科学技術に触れる場の創出 | ○小・中学生向けプログラミングコンテスト<br>プログラミングコンテストを開催し、プログラミングの優秀性、楽しさや面白さ、工夫が感じられる優秀作品の表彰と紹介を行うことで、さらなる学びの推進を図ります。 | 教育研究所<br>DX推進課 |
|        |               | ○最新のテクノロジーに触れる場の創出<br>デジタル技術に興味を持つ子どもたちに、最新のテクノロジー（VR・ARや3Dプリンタ、プログラミングなど）に触れられる場を提供します。              | DX推進課          |

| No     | 取組                                   | 概要   | 担当課   |
|--------|--------------------------------------|--|-------|
| 1-2-12 | ●思春期・青年期こころの健康づくり講演会の開催<br>【後掲】5-1-3 | 思春期・青年期のこころの健康について、精神科医師や専門家による講演会を年2回程度実施します。 | 地域保健課 |

| No     | 取組                                  | 概要  | 担当課                |
|--------|-------------------------------------|---|--------------------|
| 1-2-13 | ●性的マイノリティの子ども・若者に関する理解増進やきめ細かな対応の推進 | 性的少数者の人権啓発資料の作成・配布、講演会等の実施による啓発を行います。教職員に対しても研修を継続的に行い、性の多様性に関する認識や理解を深める人権教育を推進していきます。 | 人権男女共同参画室<br>学校教育課 |

| No     | 取組                   | 概要  | 担当課     |
|--------|----------------------|---|---------|
| 1-2-14 | ●暮らしの講座「子ども消費者教室」の開催 | 子どもたちに実験、実習などの体験を通して、消費生活に関する様々な発見や気づきに出会う機会をつくり、自立した消費者になるための第一歩を踏み出してもらいます。 | 消費者センター |

第1章  
計画策定にあたって第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状第3章  
計画の取組状況と課題第4章  
こども計画の基本的考え方第5章  
施策の展開第6章  
計画の目標等第7章  
計画の推進



計画策定にあたって

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

こども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

| No     | 取組              | 概要   | 担当課   |
|--------|-----------------|--|-------|
| 1-2-15 | ●環境について学ぶ講座等の開催 | ○親子環境教室・親子で省エネ実験・施設見学会<br>小・中学生を対象に、自然の生きものと触れあい自然環境についての理解を深める教室や、実験・施設見学を通じて、エネルギー・ごみ問題について学ぶ教室を開催します。 | 環境政策課 |
|        |                 | ○環境E S D <sup>10</sup> 講座<br>小・中学校の総合学習の時間などを活用し、環境学習の充実を図ることを目的として、環境団体等と連携を図り、フィールドワーク等を通じた環境講座を開催します。 |       |

| No     | 取組                  | 概要   | 担当課   |
|--------|---------------------|--|-------|
| 1-2-16 | ●長崎市の観光や産業等を学ぶ機会の創出 | ○将来の観光産業の担い手育成を図る観光教育出前授業<br>小・中学生を対象に「観光教育出前授業」を実施し、長崎を愛する心（シビックプライド）を醸成するとともに、地域の観光資源を考え、長崎の魅力の発見と発信につなげます。                                      | 観光政策課 |
|        |                     | ○魚食普及事業<br>幼少期から魚を食べる機会や親子で長崎の魚に触れる環境を創出するため、おさかな離乳食レシピ「フィッシュスタート」（4ヶ月健診）とおさかな絵本「おさかなすきなこだあれ？」（3歳児健診）の配布を行います。                                     | 水産振興課 |
|        |                     | ○長崎市子ども農山漁村交流体験<br>長崎市内の小中学生が、市内の農山漁村地域独自の文化や豊かな自然に親しむため、ツーリズム団体の体験プログラムを活用した場合、長崎市が体験料の一部を支援します。外海地区：稲刈体験、田舎料理体験、高島地区：シュノーケリングピクニック、野母崎地区：蒲鉾作り体験等 | 農林振興課 |

<sup>10</sup> ※E S D：Education for Sustainable development（持続可能な開発のための教育）



| No     | 取組        | 概要  | 担当課            |
|--------|-----------|---|----------------|
| 1-2-17 | ●選挙体験等の実施 | ○こども投票<br>就学前や小学校低学年の児童を対象に小さな頃から選挙を身近に感じてもらえるようなイベントを企画し、投票体験ができる場を設けます。             | 選挙管理委員会<br>事務局 |
|        |           | ○模擬選挙<br>市内の中学生を対象に、本物の選挙器材を使用して投開票を体験・見学できる模擬選挙を実施します。                               |                |
|        |           | ○出前講座<br>近い将来、18歳になり新たに選挙権を得ることとなる高校生を対象に選挙に関する出前授業を実施します。                            |                |
|        |           | ○わかもの選挙クロストーク<br>新たに政治に参加する新有権者を中心とした若年層（高校生、大学生、専門学校生、社会人）を対象に、選挙に関する意見交換ができる場を設けます。 |                |

第1章  
計画策定に  
あたって

第2章  
こどもと子育て家庭  
を取り巻く現状

第3章  
計画の取組  
状況と課題

第4章  
こども計画の  
基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



| No     | 取組           | 概要   | 担当課   |
|--------|--------------|--|-------|
| 1-2-18 | ●文化に触れる機会の創出 | <p>○こども伝統文化体験<br/>市内の小・中学生を対象に、茶道、いけばな、水墨画、箏、日本舞踊、着装など伝統文化の体験教室を実施します。</p> <p>○こども演劇体験教室<br/>市内の小・中学生を対象に演劇の稽古、衣装や小道具づくりなど1週間かけて演劇作品を作り、最終日に発表を行います。</p> <p>○ダンスワークショップ<br/>ヒップホップ、バレエ、親子ダンスなど様々なジャンルのダンスのワークショップを行います。</p> <p>○演劇アウトリーチ<br/>演出家や俳優が学校や地域に出向き、演劇の出前ワークショップを行います。</p> <p>○アウトリーチコンサート<br/>演奏家が学校や地域に出向き、出前コンサートを行います。</p> <p>○0歳からのクラシックコンサート（親子向けコンサート）<br/>未就学児から楽しめる親子を対象としたクラシックコンサートを開催します。</p> <p>○こども向け演劇公演<br/>未就学児から楽しめる親子を対象とした演劇公演を開催します。</p> <p>○マダム・バタフライフェスティバル<br/>楽器の体験講座や音楽講座、コンサートなどを開催します。</p> | 文化振興課 |

第1章  
計画策定にあたって

第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
こども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



| No     | 取組           | 概要   | 担当課     |
|--------|--------------|--|---------|
| 1-2-19 | ●スポーツイベントの開催 | <p>○はじめようスポーツ体験教室<br/>こどものスポーツばなれを解消するため、小学生以下のこどもを対象にスポーツ体験教室を開催し、スポーツを始めるきっかけづくりを行います。</p> <p>○V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのホームゲームや長崎市開催のプロスポーツ公式戦への招待事業<br/>V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのホームゲームや長崎市で開催されるプロスポーツ公式戦について、小・中学生と保護者のペアを試合に招待し、レベルの高いプロの試合を間近で見ることで、スポーツに関わるきっかけづくりを行います。</p> <p>○スポーツ少年団イベント<br/>スポーツ少年団の活動であるスポーツ交歓会、クリーン作戦、体力テスト会などの各種イベントを実施し、団員の健全育成、指導者及び母集団の資質向上を図り、スポーツの底辺拡大につなげます。</p> <p>○長崎ベイサイドマラソン<br/>マラソン（ハーフ・10キロ・1.9キロ・親子）の開催により、健康増進とスポーツ人口の底辺拡大を図ります。</p> <p>○市民体育・レクリエーション祭<br/>市民一人ひとりが、スポーツ及びレクリエーションに親しみ、体力づくりや健康づくりに努め、明るく豊かな市民生活の向上に寄与することを目的として、各競技の大会を開催します。</p> <p>○長崎新春駅伝<br/>地域や職場及び学校等の駅伝チームが新春の走り初めを行い、スポーツ意識の高揚を図ります。</p> <p>○カヌー教室<br/>野母崎地区の特色ある地域スポーツ振興事業として取り組んでいるカヌー振興事業のひとつとして、夏休み期間に、小学生を対象としたカヌー教室を実施します。</p> <p>○社会体育大会出場奨励金<br/>国際、全国、九州、県大会に出場する小・中学生及び高校生に対し、各種スポーツ大会での健闘を称え、本市代表として出場する上位大会での活躍を期待するとともに、更なる競技力の向上及び上位大会への出場意欲の向上を図るため、奨励金を交付します。</p> | スポーツ振興課 |

第1章  
計画策定にあたって

第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
こども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



第1章  
計画策定にあたって

第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
こども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進

| No     | 取組              | 概要   | 担当課     |
|--------|-----------------|--|---------|
| 1-2-20 | ●防災を通じた教育・体験の実施 | ○防災教育の実施<br>小学3～4年生を対象とした社会科副読本「のびゆく長崎」に長崎大水害動画のリンクを掲載し、各学校で実施する防災教育への積極的な活用を図ります。 | 防災危機管理室 |
|        |                 | ○防火防災まち歩き体験訓練の実施<br>少年消防クラブ等を対象に地域ぐるみで防火防災のまち歩き体験訓練を消防団や婦人防火クラブと連携して実施します。         | 予防課     |
|        |                 | ○スクール救命サポーターの育成<br>市内の公・私立中学校の生徒を対象に心肺蘇生法が学べる講習会を実施します。                            | 警防課     |
|        |                 | ○絵本、消防かるた、紙芝居等を活用した事故防止啓発<br>保育園や幼稚園等において、絵本、消防かるた、紙芝居等を活用し、救急要請につながる事故防止の啓発を行います。 | 警防課     |

| No     | 取組                 | 概要   | 担当課                |
|--------|--------------------|--|--------------------|
| 1-2-21 | ●在住外国人と交流する学習機会の提供 | ○長崎で働く外国人に講師となってもらい、外国語講座やその国の料理教室を開催し、大人もこどもも一緒に学び、親しむ講座を開催します。 | 生涯学習企画課<br>(各公民館等) |
|        |                    | ○外国人が長崎で家族と生活しやすくなるよう、外国人も家族で参加しやすい交流講座を開催します。                   |                    |
|        |                    | ○留学生と日本人が、歌や会話などを通して、日本語と外国語双方のコミュニケーション能力を高められるような講座を開催します。     |                    |



## 【基本施策2】結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

## 【この施策に関連する主な意見】

- ・ 将来、結婚や子育てをしたいと思えるような制度や環境作りに力を入れて欲しい。今のところ賃金や物価、子育て環境を考えると安心感はなく、こどもが欲しいとは思えない（18歳から29歳）
- ・ 3人以上こどもを産んだ人になんらかのインセンティブがないと2人でも十分という若者が多いと思います。晩婚化も少子化の一因になっているかと思う（いざ、こどもを考えられるようになった時には3人以上は厳しいなど）ので早く結婚するように促す何かがあるとよいと思います（18歳から29歳）
- ・ 結婚してこどもを産もうと思えるような補助制度を強化して欲しい。なかなか経済面で結婚まで踏み込めない人が多いと思うので（18歳から29歳）
- ・ 妊婦さんの時から子育てセンターがあることを伝えて欲しいです。妊婦さんも参加できるイベントがあるし、出産前、出産後相談したりできて本当にみんなにおすすめしたいです（未就学児保護者）

## 【意見に対する施策の考え】

結婚、妊娠、出産期から子育てにつながるまでの期間に対して、経済面をはじめ不安を感じ踏み出せないという意見が見られます。

それぞれのライフステージを通した切れ目のない支援を行うことで、それらの不安解消を図り、こどもの健やかな成長につながる取組みを進めます。

## 個別施策1) 結婚希望者への支援

| No    | 取組              | 概要   | 担当課     |
|-------|-----------------|--|---------|
| 2-1-1 | ●出会いの場の創出、機運の醸成 | 結婚を希望しているものの、交際や結婚に至っていない様々な要因を捉え、交際や結婚に向けた後押し支援を行います。 | 長崎創生推進室 |



## 個別施策2) 妊娠・出産の支援

| No    | 取組   | 概要  | 担当課                     |
|-------|--|---|-------------------------|
| 2-2-1 | ★こども家庭センター <sup>11</sup> （母子保健機能）による支援の充実（妊婦等包括相談支援事業の実施）<br>【後掲】3-6-4 | 妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援を実施し、妊婦のための支援給付と組み合わせて総合的な支援を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組   | 概要  | 担当課      |
|-------|--|---|----------|
| 2-2-2 | ●こども家庭センター（児童福祉機能）による支援の充実<br>【後掲】5-1-10、5-2-2 | すべてのこどもとその家庭及び妊産婦を対象に、こども等に関する相談全般から、社会福祉士、臨床心理士などによる専門的な相談対応や継続的な訪問を行い、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行います。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組                     | 概要  | 担当課                     |
|-------|------------------------|---|-------------------------|
| 2-2-3 | ●妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援 | 妊婦等包括相談支援での面談をはじめ、妊産婦及び乳幼児健康診査等を通じて、妊産婦、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、こども家庭センターによる訪問指導等により、相談支援を行える体制づくりを推進します。また、必要時には合同ケース会議の開催やサポートプランの作成を行い、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組                       | 概要   | 担当課      |
|-------|--------------------------|--|----------|
| 2-2-4 | ●妊婦のための支援給付<br>【後掲】3-8-1 | 妊婦等に対して面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦への支援給付を行い、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。 | 子育てサポート課 |

<sup>11</sup> こども家庭センター：従来の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）及び子育て世代包括支援センター（母子保健）の両機能を有し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに寄り添い、誰一人見逃さず切れ目のない支援を行っています（令和6年4月設置）。



| No    | 取組        | 概要   | 担当課   |
|-------|-----------|--|-------|
| 2-2-5 | ●周産期医療の充実 | 長崎みなとメディカルセンターにおいて、高度な周産期医療を行う長崎大学病院とともに正常分娩を取り扱う産科医療機関との役割分担と相互連携を図りながら、本市における周産期医療体制を維持していきます。 | 地域医療室 |

| No    | 取組       | 概要  | 担当課                     |
|-------|----------|---|-------------------------|
| 2-2-6 | ★妊産婦健康診査 | ○妊婦健康診査（14回）及び産婦健康診査（2回）を実施します。また、多胎妊婦への健診追加助成（14回に追加して最大5回）及び低所得妊婦への初回産科受診料の助成（1回）を実施します。<br>○適切な時期の妊婦健康診査受診を促進するために、早期母子健康手帳取得の周知啓発や、継続して定期受診ができるよう関係機関と連携して必要な支援を行います。また、産婦健康診査については、受診勧奨しながら支援が必要と把握した産婦を適切な支援につなぎます。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組           | 概要  | 担当課                     |
|-------|--------------|---|-------------------------|
| 2-2-7 | ●特定妊婦等の把握と支援 | 妊婦等包括相談支援での面談や産科等医療機関との連携等において、若年、貧困世帯など困難を抱える特定妊婦等を把握した場合はこども家庭センターが中心となり、関係機関との連携のもと、母子保健事業や子育て支援事業等により、地域における継続的な支援を強化します。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組      | 概要  | 担当課      |
|-------|---------|---|----------|
| 2-2-8 | ●不妊への支援 | こどもを持ちたいと思う方が安心して不妊治療を受けられるよう、治療を希望する人や職場など周りの方々に対し、長崎県や産科医療機関等関係機関と連携して不妊治療についての知識の普及や啓発を行います。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組       | 概要  | 担当課                     |
|-------|----------|---|-------------------------|
| 2-2-9 | ★産後ケアの実施 | 産後ケアを必要とする産婦及び乳児に産後ケアを実施します。併せて、産婦健康診査等により把握した支援が必要な産婦へ、産科医療機関と連携しながら産後ケアの支援につなぎます。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |



| No     | 取組                          | 概要  | 担当課                     |
|--------|-----------------------------|---|-------------------------|
| 2-2-10 | ★乳児家庭全戸訪問事業の実施<br>【後掲】5-2-4 | 家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、子育てに関する情報提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなぎます。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No     | 取組                    | 概要  | 担当課      |
|--------|-----------------------|---|----------|
| 2-2-11 | ●乳児を持つ家庭への家事代行サービスの助成 | 乳児を養育する家庭に対して、民間の家事代行サービスの利用を支援することで、育児への負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。 | 子育てサポート課 |

| No     | 取組                           | 概要  | 担当課                     |
|--------|------------------------------|---|-------------------------|
| 2-2-12 | ●母子保健事業における情報提供<br>【後掲】3-6-5 | 子育て家庭への様々な制度や育児・地域に関する情報などについて、乳幼児健康診査や育児学級等で情報提供を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No     | 取組                        | 概要   | 担当課                     |
|--------|---------------------------|--|-------------------------|
| 2-2-13 | ★育児に対する助言や指導（養育支援訪問事業の実施） | 出産後間もない時期や、様々な要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No     | 取組                                      | 概要   | 担当課                     |
|--------|---|--|-------------------------|
| 2-2-14 | ★育児不安や困難を抱える子育て家庭への訪問支援（子育て世帯訪問支援事業の実施） | 家事や子育て等に対する不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援者が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No     | 取組                               | 概要  | 担当課                     |
|--------|----------------------------------|---|-------------------------|
| 2-2-15 | ★地域の身近な場所での相談<br>【後掲】3-6-8、6-1-2 | 地域の身近な場所で、子育て家庭からの相談を受け、必要な支援を行う「利用者支援」と、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成等の「地域連携」を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

計画策定にあたって  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

こどもと子育て家庭を取り巻く現状  
計画の取組状況と課題  
こども計画の基本的考え方  
施策の展開  
計画の目標等  
計画の推進



### 個別施策3) こどもの健やかな成長への支援

| No    | 取組        | 概要  | 担当課                     |
|-------|-----------|---|-------------------------|
| 2-3-1 | ●健康診査等の実施 | ○乳児期の切れ目ない健康診査の体制を整えるとともに、乳幼児の健康診査の受診を勧奨し、未受診者への早期対応を行うことで乳幼児の健康管理を促します。<br>○精神・運動発達上の支援が必要な幼児とその保護者を対象に教室を開催し、集団遊びや発達相談の場を提供します。また必要時には発達健康診査等を勧奨し、専門的な支援につなぎます。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組       | 概要   | 担当課    |
|-------|----------|--|--------|
| 2-3-2 | ●予防接種の実施 | 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種について周知し、定期接種を勧奨します。 | こども政策課 |

| No    | 取組          | 概要  | 担当課    |
|-------|-------------|---|--------|
| 2-3-3 | ●小児医療に対する支援 | 乳幼児の健康管理を継続的に行うため、保護者に対して「かかりつけ医」を持つことの重要性を啓発します。また、未熟児養育医療費や自立支援医療（育成医療）費、小児慢性特定疾病医療費などの助成を行います。 | こども政策課 |

| No    | 取組          | 概要  | 担当課      |
|-------|-------------|---|----------|
| 2-3-4 | ●親子の口腔保健の推進 | 妊娠・出産及び育児に伴う親子の口腔疾患を予防し、健康で豊かな生活を送るため、正しい知識の普及や歯科医院への受診を勧奨し、望ましい歯科保健行動を支援します。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組                                  | 概要  | 担当課                     |
|-------|-------------------------------------|---|-------------------------|
| 2-3-5 | ●訪問や教室による育児への支援<br>【後掲】3-6-10、3-7-1 | 妊娠や出産により不安を抱える妊産婦や乳幼児などに対して、適切な訪問指導を行います。また、各種教室の開催により、保護者の育児不安の軽減や育児に対する正しい知識の普及に努め、保護者のニーズを踏まえながら効果的な事業を展開します。併せて、対象者への周知啓発に努めます。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |



## 【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

### 【この施策に関連する主な意見】

- ・ こども割などしたらいい（小学生）
- ・ 教育費やこどもにかかる金額を減らす（小学生）
- ・ このままでも自分はいいと思うけど親がお金のことなどできつそうなところは改善してほしい（中学生）
- ・ 経済学を取り入れた授業を増やす（中学生）
- ・ 教育や育児などに税金を回すべき（高校生）
- ・ 個性を活かす教育をする。教育の質を上げる。勉強だけしていれば成績が上がるという大部分の考えを改めて、他にも原因があることを知る（高校生）
- ・ 奨学金制度で働きながら返金しているが、自分の生活でいっぱいいっぱい将来が不安です。改善して欲しいです（18歳から29歳）
- ・ 出産だけでなく、想像以上にお金がかかる産後の経済的補助が最大の子育て支援だと思います（未就学児保護者）
- ・ 経済的支援を充実させて欲しい。12月に2人目が生まれ楽しみにしてます。それと同時に経済的な不安もあります。出産手当が増額されましたが、病院側も同様費用が上がり全く余裕がありません（未就学児保護者）
- ・ 子育て支援センター等が、日曜日・祝日も空いていると助かるという声をよく聞きますし、私自身もそう思います（未就学児保護者）
- ・ 生まれてから高校卒業まで切れ目のない支援・サービスの提供、見守りがあれば良いと思う（未就学児保護者）
- ・ 習い事、学費の支援を拡充してほしい（小学生保護者）

### 【意見に対する施策の考え】

こどもが成長するために必要な保育・教育の支援に対して、利用範囲の拡大や質の向上、経済的負担軽減といった様々な希望があります。

教育・保育のベースとなる量の確保及び質の向上、学校教育の充実によるこどもの支援のほか、子育て家庭の精神面及び経済面からの負担軽減に関する取組みを進めます。



個別施策1) 教育・保育施設等の適正な量の確保

| No                      | 取組   | 概要  |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
|-------------------------|--|---|------|-----|----------|------|--------------------|------------|------|--------------------|------------|------|--------------------|------------------|------|--------|---------|-------------------------|----------------|---------|-------------------------|--|--------|--|
| 3-1-1                   | ●量の見込みの考え方                                 | <p>ア 認定区分等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>対 象</th> <th>利用できる施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td>満3歳以上で保育の必要性がないこども</td> <td>幼稚園、認定こども園</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>満3歳以上で保育の必要性があるこども</td> <td>幼稚園、認定こども園</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>満3歳未満で保育の必要性があるこども</td> <td>幼稚園、認定こども園、地域型保育</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 保育の必要性の認定事由</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 就労</td> <td>⑥ 求職活動</td> </tr> <tr> <td>② 妊娠・出産</td> <td>⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</td> </tr> <tr> <td>③ 保護者の疾病・負傷・障害</td> <td>⑧ 虐待、DV</td> </tr> <tr> <td>④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護</td> <td>⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中のこどもの継続利用が必要であると認められること</td> </tr> <tr> <td>⑤ 災害復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保育（2号認定こども（3～5歳児）及び3号認定こども（0～2歳児））の量については、幼児教育・保育の無償化や共働き世帯の増加などにより、保育利用率が伸びていくと見込んでおり、過去3年間の保育利用率（長崎市全体及び各区域）の実績を基に、令和7年度から令和12年度までの保育利用率は平均的に伸びていくものと見込んでいます。しかしながら、著しい少子化の影響により、今後も就学前児童数は減少していくと見込んでいます。</p> <p>教育（1号認定こども（3～5歳児））の量の見込みについては、3～5歳児の96.9%（令和6年4月1日現在）が教育又は保育のいずれかの施設に入所しており、入所しない児童も一定数見込むと両施設への入所率は横ばいになると見込んでいるものの、保育と同様に少子化の影響により児童数は減少していくと見込んでおり、3～5歳児の数から、入所しない児童及び2号認定こどもの数を除いた児童数が、1号認定こどもの数になると見込んでいます。</p> <p>その結果、保育利用の伸びよりも少子化による児童数の減少が大きく、保育の量、教育の量は共に減少していくものと見込んでいます。</p> | 認定区分 | 対 象 | 利用できる施設等 | 1号認定 | 満3歳以上で保育の必要性がないこども | 幼稚園、認定こども園 | 2号認定 | 満3歳以上で保育の必要性があるこども | 幼稚園、認定こども園 | 3号認定 | 満3歳未満で保育の必要性があるこども | 幼稚園、認定こども園、地域型保育 | ① 就労 | ⑥ 求職活動 | ② 妊娠・出産 | ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） | ③ 保護者の疾病・負傷・障害 | ⑧ 虐待、DV | ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 | ⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中のこどもの継続利用が必要であると認められること | ⑤ 災害復旧 |  |
| 認定区分                    | 対 象  | 利用できる施設等  |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
| 1号認定                    | 満3歳以上で保育の必要性がないこども                         | 幼稚園、認定こども園  |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
| 2号認定                    | 満3歳以上で保育の必要性があるこども                         | 幼稚園、認定こども園  |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
| 3号認定                    | 満3歳未満で保育の必要性があるこども                         | 幼稚園、認定こども園、地域型保育  |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
| ① 就労                    | ⑥ 求職活動                                     |   |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
| ② 妊娠・出産                 | ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）                    |   |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
| ③ 保護者の疾病・負傷・障害          | ⑧ 虐待、DV                                    |   |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
| ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 | ⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中のこどもの継続利用が必要であると認められること |   |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |
| ⑤ 災害復旧                  |  |   |      |     |          |      |                    |            |      |                    |            |      |                    |                  |      |        |         |                         |                |         |                         |  |        |  |

第1章  
計画策定にあたって

第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
こども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



| No    | 取組       | 概要  |
|-------|----------|---|
| 3-1-2 | ●確保策の考え方 | <p>保育所等待機児童は、平成31年4月時点で解消しましたが、その後の保育ニーズに対応できる量の確保を図ります。</p> <p>○確保策は既存施設の活用を基本とします。</p> <p>○老朽施設の改修整備の助成事業を実施し、活用可能な既存施設を維持します。</p> <p>○1号が不足する区域については、隣接区域等で確保することとします。</p> <p>○年度途中の保育需要の増加については、受け入れ体制がある施設において、定員を超えて一定数の入所を行うことにより弾力的に対応することとします。</p> |

| No    | 取組                  | 概要   |
|-------|---------------------|--|
| 3-1-3 | ●認定こども園普及に係る基本的な考え方 | <p>○認定こども園は、保護者の就労状況等によらず、柔軟にこどもを受け入れられるという特長があることから、供給を満たしている区域であっても、認定こども園への移行は今後も進めます。</p> <p>○認定こども園の類型としては、幼保連携型を中心に移行を進めますが、地域や施設の状況に応じて幼稚園型、保育所型もしくは地方裁量型への移行も進めます。</p> |

| No    | 取組                        | 概要                                       |
|-------|---------------------------|--|
| 3-1-4 | ●産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保 | 産休・育休明けにスムーズに教育・保育施設が円滑に利用できるよう取組みを進めます。 |

| No    | 取組                       | 概要   |
|-------|--------------------------|--|
| 3-1-5 | ●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | <p>○施設等利用費の給付方式について、保護者の経済的負担や利便性等を勘案し、幼稚園（新制度未移行）の保育料等については現物給付により支給し、認可外保育施設等の各種利用料については保護者からの請求のあった翌月に償還払により支給しています。</p> <p>○特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を支給する場合において、資金繰りに支障を来すことの無いよう配慮し、現物給付により支給する保育料等については、年2回、4月及び10月に、半年分を概算払しています。</p> <p>○特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく執行や権限の行使について、長崎県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を、必要に応じ、要請することとしています。</p> |



| No    | 取組      | 概要  | 担当課 |
|-------|---------|---|-----|
| 3-1-6 | ★延長保育事業 | 保育が必要であると認定（2号、3号認定）を受けたこどもが、保育所、認定こども園において、通常の利用日（平日、土曜日）及び利用時間以外に保育を希望する場合に、保育を実施します。 | 幼児課 |

| No    | 取組             | 概要  | 担当課 |
|-------|----------------|---|-----|
| 3-1-7 | ★一時預かり事業（幼稚園型） | 幼稚園に通うこどもが、通常の利用時間終了後に、保護者の事情により家庭で保育を受けることができない場合に、幼稚園において一時的に預かります。 | 幼児課 |

| No    | 取組               | 概要  | 担当課             |
|-------|------------------|---|-----------------|
| 3-1-8 | ★一時預かり事業（幼稚園型以外） | 保護者の事情により、家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において一時的に預かります。 | 幼児課<br>子育てサポート課 |

| No    | 取組                        | 概要   | 担当課 |
|-------|---------------------------|--|-----|
| 3-1-9 | ★病児・病後児保育事業<br>【後掲】3-6-14 | 保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育します。 | 幼児課 |

| No     | 取組         | 概要  | 担当課 |
|--------|------------|---|-----|
| 3-1-10 | ★乳児等通園支援事業 | 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満を対象に、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で預かります。 | 幼児課 |

計画策定にあたって

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

こども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進



個別施策2) 教育・保育等の質の向上

| No    | 取組                     | 概要   | 担当課 |
|-------|------------------------|--|-----|
| 3-2-1 | ●保育教諭・保育士等の処遇改善、保育士の確保 | ○国や県の制度の活用と市独自の補助により、保育教諭や保育士等の処遇改善を促進するとともに、賃金の根幹となる公定価格の適正な設定について国に要望していきます。                           | 幼児課 |
|       |                        | ○保育教諭や保育士等を対象とする研修会の実施や処遇改善等を行うとともに、幼児教育・保育現場の職場環境の改善に取り組み、生涯働ける魅力ある職場づくりを推進することで、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図ります。 |     |
|       |                        | ○保育教諭や保育士等の確保について、働きやすい職場環境づくりへの支援を行うとともに、長崎県が設置している「保育士・保育所支援センター」と連携して取り組みます。                          |     |

| No    | 取組             | 概要  | 担当課 |
|-------|----------------|---|-----|
| 3-2-2 | ●幼稚園・保育所等の運営評価 | 幼稚園や保育所等の運営について、事業者による自己評価を行うとともに、第三者評価の実施についても促進します。 | 幼児課 |

| No    | 取組                 | 概要  | 担当課          |
|-------|--------------------|---|--------------|
| 3-2-3 | ●幼稚園・保育所等と小学校の連携方策 | 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続のため、幼保小のこどもたちの交流と、職員の意見交換や合同研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。 | 幼児課<br>学校教育課 |

| No    | 取組                      | 概要  | 担当課 |
|-------|-------------------------|---|-----|
| 3-2-4 | ●小規模保育事業と幼稚園・保育所等との連携方策 | 小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業については、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を原則として求めるものとし、近隣施設や公立施設による連携に努めます。 | 幼児課 |

計画策定にあたって

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

こども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進



計画策定にあたって

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

こども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

| No    | 取組                      | 概要   | 担当課   |
|-------|-------------------------|--|-------|
| 3-2-5 | ●学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保 | 毎月行われる献立作成会において、献立を立案する栄養教諭、児童生徒の給食の実態を把握している学校長や給食主任、保護者、調理員の代表、物資調達に関わる長崎市給食会から献立内容について意見を聴取し、献立内容の充実を図っています。また、献立が食育の観点から生きた教材となるよう、献立のねらいを明確にし、給食時間の指導を行います。 | 健康教育課 |

| No    | 取組             | 概要   | 担当課 |
|-------|----------------|--|-----|
| 3-2-6 | ●保育所等における食育の推進 | ○保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。 | 幼児課 |

### 個別施策3) 「確かな学力」の向上

| No    | 取組           | 概要   | 担当課            |
|-------|--------------|--|----------------|
| 3-3-1 | ●学校教育による学力保障 | ○家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう少人数指導や習熟度別指導等、こどもたち一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実します。                        | 学校教育課          |
|       |              | ○研修や研究指定を行うなどによるこどもたちの学力向上の推進や、こどもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着に向けた取組み、外国語指導助手等を活用した国際理解教育の推進、並びにICT機器の効果的な活用を図ります。 | 学校教育課<br>教育研究所 |

| No    | 取組                           | 概要   | 担当課   |
|-------|------------------------------|--|-------|
| 3-3-2 | ●学習eポータル及びA I型ドリル教材（キュビナ）の導入 | 小学4年生から中学3年生までのA I型ドリル教材費の一部を補助することで保護者負担を抑えるとともに、市内共通教材として効果的な活用を進め、個別最適な学びの充実による学力向上を図ります。 | 教育研究所 |



### 個別施策4) 家庭・学校・地域の連携による教育の充実

| No    | 取組           | 概要   | 担当課           |
|-------|--------------|--|---------------|
| 3-4-1 | ●地域における学習支援等 | ○地域学校協働活動における学習支援等【後掲】4-3-3<br>放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようにするため、放課後子ども教室の実施を推進します。 | こどもみらい課       |
|       |              | ○生活困窮世帯等への学習支援【後掲】4-3-5<br>貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等のこどもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行います。   | 中央総合事務所生活福祉2課 |

### 個別施策5) 安全・安心に学べる教育環境の整備

| No    | 取組                 | 概要   | 担当課            |
|-------|--------------------|--|----------------|
| 3-5-1 | ●保育施設等の整備【後掲】6-3-1 | 保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう保育施設、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等を整備します。 | 幼児課<br>こどもみらい課 |

| No    | 取組                 | 概要   | 担当課   |
|-------|--------------------|--|-------|
| 3-5-2 | ●教育委員会からの直接連絡機能の導入 | 学校を経由せずに直接保護者等のモバイル端末にお知らせメールを配信することで、情報提供の効率化を図ります。 | 教育研究所 |

### 個別施策6) 子育てに関する精神的負担の軽減

| No    | 取組                   | 概要  | 担当課    |
|-------|----------------------|---|--------|
| 3-6-1 | ●子育て応援情報サイト「イーカオ」の充実 | 子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの情報に加え、こどもが参加できるイベント情報等を掲載し、また、利用者が意見交換などをしたり、パパママモニターによるホームページへの意見を聴取し、令和7年3月にホームページをリニューアルするなど、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」の機能の充実を図り、積極的な情報収集と情報発信に努めます。 | こども政策課 |



計画策定にあたって  
第1章

| No    | 取組                         | 概要   | 担当課      |
|-------|----------------------------|--|----------|
| 3-6-2 | ●子育て応援アプリ（「イーカオ+（プラス）」）の運用 | 子育て家庭が必要としている情報をタイムリーに受け取ることができ、母子の健康管理や予防接種のスケジュール管理、施設検索等ができる子育て応援アプリを運用します。 | 子育てサポート課 |

こどもと子育て家庭を取り巻く現状  
第2章

| No    | 取組            | 概要  | 担当課      |
|-------|---------------|---|----------|
| 3-6-3 | ●子育てガイドブックの更新 | 子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの子育てに関する情報を掲載した長崎市子育てガイドブックを適宜更新し、子育て世帯への配布を行います。 | 子育てサポート課 |

計画の取組状況と課題  
第3章

| No    | 取組  | 概要  | 担当課                     |
|-------|---|---|-------------------------|
| 3-6-4 | ★こども家庭センター（母子保健機能）による支援の充実（妊婦等包括相談支援事業の実施）<br>【再掲】2-2-1 | 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援を実施し、妊婦のための支援給付と組み合わせて総合的な支援を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

こども計画の基本的考え方  
第4章

| No    | 取組                            | 概要  | 担当課                     |
|-------|-------------------------------|---|-------------------------|
| 3-6-5 | ●母子保健事業における情報提供<br>【再掲】2-2-12 | 子育て家庭への様々な制度や育児・地域に関する情報などについて、乳幼児健康診査や育児学級等で情報提供を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

施策の展開  
第5章

| No    | 取組                                | 概要   | 担当課      |
|-------|-----------------------------------|--|----------|
| 3-6-6 | ●こども・子育てイーカオ相談の周知・充実<br>【後掲】5-1-9 | 妊娠・出産・子育てに関するあらゆる相談に、電話、LINE、メール、窓口、オンラインにて専門職が応じ、必要な支援へつなぎます。また、ホームページ掲載や、SNS 配信等子育て世帯が情報を得やすい方法により周知を図ります。 | 子育てサポート課 |

計画の目標等  
第6章

計画の推進  
第7章



| No    | 取組                        | 概要   | 担当課      |
|-------|---------------------------|--|----------|
| 3-6-7 | ●親子の心の相談の実施<br>【後掲】5-1-11 | こどもの関わり方に悩んでいる保護者に対して、精神保健福祉士、小児科医等が専門的なアドバイスを行う「親子の心の相談」を実施します。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組                                       | 概要  | 担当課                     |
|-------|--|---|-------------------------|
| 3-6-8 | ★地域の身近な場所での相談<br>【再掲】2-2-15<br>【後掲】6-1-2 | 地域の身近な場所で、子育て家庭からの相談を受け、必要な支援を行う「利用者支援」と、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成等の「地域連携」を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組        | 概要   | 担当課      |
|-------|-----------|--|----------|
| 3-6-9 | ●お遊び教室の開催 | 民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地域の公民館やふれあいセンター等で「お遊び教室」を開催し、0歳から就学前のこども及び保護者の親子が交流し、こどもの遊びや子育てについて学ぶ場を提供します。 | 子育てサポート課 |

| No     | 取組  | 概要  | 担当課                     |
|--------|---|---|-------------------------|
| 3-6-10 | ●訪問や教室による育児への支援<br>【再掲】2-3-5<br>【後掲】3-7-1 | 妊娠や出産により不安を抱える妊産婦や乳幼児などに対して、適切な訪問指導を行います。また、各種教室の開催により、保護者の育児不安の軽減や育児に対する正しい知識の普及に努め、保護者のニーズを踏まえながら効果的な事業を展開します。併せて、対象者への周知啓発に努めます。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No     | 取組            | 概要   | 担当課    |
|--------|---------------|--|--------|
| 3-6-11 | ★子育て支援センターの充実 | ○子育て家庭が地域で気軽に交流や相談などができるよう、子育て支援センターの充実を図ります。<br>○概ね3歳未満の乳幼児親子が地域において、交流・相談できる子育て支援センター及び、長崎市独自の取組みとして開設した、発達支援に特化した子育て支援センターを充実します。 | こども政策課 |

計画策定にあたって

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

こども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進



第1章  
計画策定にあたって

| No     | 取組                                 | 概要   | 担当課      |
|--------|------------------------------------|--|----------|
| 3-6-12 | ★ファミリー・サポート・センター事業の充実<br>【後掲】6-1-3 | 地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行います。 | 子育てサポート課 |

第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

| No     | 取組                                | 概要   | 担当課      |
|--------|-----------------------------------|--|----------|
| 3-6-13 | ★子育て短期支援事業（ショートステイ）<br>【後掲】5-1-15 | ○保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行います。 | 子育てサポート課 |
|        |                                   | ○こどもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行います。                              |          |
|        |                                   | ○必要としている方に利用してもらうため、引き続きこども家庭センター等でチラシ配布等により、市民や関係機関等へ幅広く周知を図ります。        |          |

第3章  
計画の取組状況と課題

| No     | 取組                       | 概要   | 担当課 |
|--------|--------------------------|--|-----|
| 3-6-14 | ★病児・病後児保育事業<br>【再掲】3-1-9 | 保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育します。 | 幼児課 |

第4章  
こども計画の基本的考え方

| No     | 取組            | 概要                                   | 担当課    |
|--------|---------------|--------------------------------------|--------|
| 3-6-15 | ●子育て総合支援拠点の検討 | こどもや子育て家庭を総合的に支援する拠点の必要性について検討を進めます。 | こども政策課 |

第5章  
施策の展開

| No     | 取組         | 概要  | 担当課      |
|--------|------------|---|----------|
| 3-6-16 | ●相談職員の資質向上 | こども家庭センター職員のスキルアップのための研修受講など、職員の資質の向上を図ります。 | 子育てサポート課 |

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



## 個別施策7) 家庭の子育て力向上

| No    | 取組                                  | 概要  | 担当課                     |
|-------|-------------------------------------|---|-------------------------|
| 3-7-1 | ●訪問や教室による育児への支援<br>【再掲】2-3-5、3-6-10 | 妊娠や出産により不安を抱える妊産婦や乳幼児などに対して、適切な訪問指導を行います。また、各種教室の開催により、保護者の育児不安の軽減や育児に対する正しい知識の普及に努め、保護者のニーズを踏まえながら効果的な事業を展開します。併せて、対象者への周知啓発に努めます。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組                      | 概要  | 担当課                     |
|-------|-------------------------|---|-------------------------|
| 3-7-2 | ●父親への子育て支援<br>【後掲】6-2-3 | 家族が協力し合って子育てができる環境をつくるため、父親（パートナー）への支援として、妊娠中の両親学級、父親（パートナー）も対象とする育児学級や父親（パートナー）と就学前児童が参加する「お遊び教室パパデー」を開催します。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組                                    | 概要  | 担当課      |
|-------|---------------------------------------|---|----------|
| 3-7-3 | ★親子の関係性やこどもの関わり方を学ぶ場の提供<br>【後掲】5-1-14 | こどもの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者等が、親子の関係性や発達に応じたこどもの関わり方等の知識や方法を身につけるなど、健全な親子関係の形成に向けた支援のあり方について検討します。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組             | 概要  | 担当課     |
|-------|----------------|---|---------|
| 3-7-4 | ●ファミリープログラムの実施 | 単位PTAにファミリープログラムを啓発し、PTA活動の活性化を図ります。また、自治会や育成協にも周知し、地域での青少年健全育成に努めます。一方で、ファミリープログラムを進行できる人材を養成するために、ファシリテーター養成講座を開催します。 | 生涯学習企画課 |

| No    | 取組          | 概要                                  | 担当課                      |
|-------|-------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 3-7-5 | ●子育て応援講座の開催 | 公民館や文化センターでこどもを育てる保護者を応援する講座を開催します。 | 生涯学習企画課<br>(各公民館各文化センター) |



計画策定にあたって

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

こども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

| No    | 取組           | 概要  | 担当課                   |
|-------|--------------|---|-----------------------|
| 3-7-6 | ●家庭における食育の推進 | 家庭における食育を推進するため、乳幼児健康診査時や地域の各種イベント、ホームページなどにおいて、朝食の重要性、共食の大切さや栄養バランスのとれた食事など食に関する意識向上につながるような普及啓発を行います。 | 健康づくり課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組                     | 概要   | 担当課 |
|-------|------------------------|--|-----|
| 3-7-7 | ●子育て世代（両親）を対象とした応急手当講習 | 子育て世代（両親）を対象に、事故発生時の応急手当の方法や事故の未然防止（予防救急）について学べる定期講習会を開催します。 | 警防課 |

### 個別施策8) 経済的支援の充実

| No    | 取組                   | 概要  | 担当課      |
|-------|----------------------|---|----------|
| 3-8-1 | ●妊婦のための支援給付【再掲】2-2-4 | 妊婦等に対して面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせ、妊婦への支援給付を行い、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組     | 概要   | 担当課      |
|-------|--------|--|----------|
| 3-8-2 | ●助産の実施 | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行います。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組       | 概要   | 担当課    |
|-------|----------|--|--------|
| 3-8-3 | ●児童手当の支給 | 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 | こども政策課 |

| No    | 取組           | 概要   | 担当課    |
|-------|--------------|--|--------|
| 3-8-4 | ●こども福祉医療費の助成 | 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を対象に、医療費の一部負担金のうち、こども福祉医療費の自己負担限度額を差引いた額を助成します。 | こども政策課 |



| No    | 取組         | 概要  | 担当課      |
|-------|------------|---|----------|
| 3-8-5 | ●就学援助制度の実施 | 経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等の経費の一部を援助します。 | 教育委員会総務課 |

| No    | 取組           | 概要  | 担当課 |
|-------|--------------|---|-----|
| 3-8-6 | ●幼児教育・保育の無償化 | <p>○令和元年10月から、3歳から5歳までのこどもを持つ全世帯及び0歳から2歳までのこどもを持つ住民税非課税世帯を対象に、子ども・子育て支援新制度の保育所等における保育料を無償としています。また、無償化に伴い、副食費は保護者の負担となりましたが、こどもが通う施設間での公平性を保つとともに、保護者がこれまで負担していた額を超える負担をしないよう、また、通園する施設により不公平とならないよう、国の負担軽減策に加え、市独自の支援策を講じています。</p> <p>○同一世帯で2人以上のこどもが保育所等を同時利用する場合の第2子以降の保育料を無償とします。</p> | 幼児課 |

| No    | 取組        | 概要   | 担当課   |
|-------|-----------|--|-------|
| 3-8-7 | ●住宅に関する支援 | ○子育て世代の市営住宅への優先的入居を実施します。  | 建築総務課 |
|       |           | ○市街化調整区域における開発許可基準の緩和を行い、住宅用地の促進を図ります。   | 住宅政策室 |
|       |           | ○安心してこどもを生き育てることができる環境の整備及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育て世帯の中古住宅取得及び住宅改修費用の一部を助成します。    |       |
|       |           | ○住みよかプロジェクト協力認定制度において、既に協力・連携している事業者及び新たに協力・連携する事業者と住宅の供給に資するための「協力認定事業」に取り組みます。 |       |

| No    | 取組                     | 概要   | 担当課     |
|-------|------------------------|--|---------|
| 3-8-8 | ●企業連携型奨学金返還支援【後掲】6-1-5 | 若年者の経済的な負担の軽減に伴う生活の安定化を図り、長崎市に居住する若年者の地元就職・定着に繋げるため、従業員への奨学金返還支援制度を有する企業と連携して、その費用の一部を補助する取組みを進めていきます。 | 産業雇用政策課 |

第1章  
計画策定にあたって

第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
こども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



## 【基本施策4】 きめ細かな対応が必要な子どもと家庭への支援

### 【この施策に関連する主な意見】

- ・ 障害がある人も、病気の人達もすべての人達が楽しく過ごせる施設があればよい（小学生）
- ・ こども食堂を増やす（小学生）
- ・ みんなに平等な家があり、みんなが同じくらいのご飯がある平等な長崎にしたいです（小学生）
- ・ 行きたい高校に進学しやすくするために、奨学金手当をもっと充実してほしい（中学生）
- ・ 出生地域や障害の有無に関係なく働ける社会になればよい（中学生）
- ・ 児童精神科の充実（精神科医を増やして待ち時間を減らす、発達障がいについての理解を深める）（中学生）
- ・ 貧困で苦しむ子どもたちを減らす。教育費無料（高校生）
- ・ 保育園の延長料が高い。シングルで仕事を頑張っているが結局お金がかかる。生活が苦しい（未就学児保護者）
- ・ 発達障害に関する学びの場が欲しい。なかなか情報が得られず困っていたため（運良く情報提供があったので支援に繋がれたがそうでなければ今もなんの支援もなかったかも）（未就学児保護者）
- ・ 最近貧困が問題になっていると感じるので、ご飯やおかず等が自由に貰える場所があると非常に助かる。こども手当は有り難いがそれを上回るほどの物価高で結構足りない印象（未就学児保護者）
- ・ 働きたくてもこどもに発達障害児や障害児がおり、（長時間預けることに不安があり）就労ができず、もどかしく思っています。障害が軽いと判断されると支援もほとんどありませんので、その辺りも改善してほしいです（小学生保護者）
- ・ 学童保育の支援員の方向けの、発達障害児の対応などの勉強会を増やして欲しいです（小学生保護者）

### 【意見に対する施策の考え】

こどもの家庭環境によっては経済的負担の軽減、また、こどもの発達の状況によっては療育的な支援など、状況に応じた支援が求められます。

生活困窮やひとり親家庭、障害児支援のほか、特に配慮を要する子どもとその家庭を支援する取組みを進めます。



## 個別施策1) 障害児への支援

| No    | 取組                         | 概要  | 担当課     |
|-------|----------------------------|---|---------|
| 4-1-1 | ●配慮を要する子どもとその家族へのインクルーシブ対応 | ○教育・保育施設での受入れ促進<br>保育所等において、精神・身体に障害又は発達遅滞のある乳幼児を受入れ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すとともに、障害のある乳幼児等を受入れている保育所等に対する助成を行い、受入れ施設の拡充を図ります。また、医療的ケアが必要な児童を保育所等で受入れるための支援体制の構築等について検討を進めていきます。 | 幼児課     |
|       |                            | ○放課後児童クラブでの受入れ促進<br>障害児を受入れている放課後児童クラブに対し、助成を行い、障害児の受入れを促進します。  | 子どもみらい課 |

| No    | 取組                         | 概要   | 担当課                     |
|-------|----------------------------|--|-------------------------|
| 4-1-2 | ●発達支援のための健康診査、相談の実施及び周知・啓発 | 乳幼児の健康診査を実施し、精神・運動発達の遅れや疾病、障害を早期に発見するとともに、保護者、医療機関、保育所、幼稚園等から精神・運動発達面の相談を受けた乳幼児に対する発達健康診査を行い、適切な助言・指導を行います。また、精神・運動発達上の支援が必要な幼児とその保護者を対象に、集団遊びや発達相談を内容とする教室を開催します。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |
|       |                            | 発達障害の理解のための啓発パンフレットを関係機関や健診の場において配布するとともに、市民に対し、発達障害の様々な特性を理解していただくため、講演会やセミナーを開催するなど、普及啓発の取組みを進めます。   | 障害福祉課                   |

| No    | 取組                  | 概要   | 担当課   |
|-------|---------------------|--|-------|
| 4-1-3 | ●在宅サービス及び障害児通所支援の提供 | ○在宅で生活する障害児について、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス又は児童発達支援等の障害児通所支援事業を実施し、在宅支援の充実に努めます。 | 障害福祉課 |
|       |                     | ○障害児が身近な地域で適切にサービスを利用できるよう、障害児通所支援等の充実に図ります。                             |       |
|       |                     | ○児童発達支援センターを有する「長崎市障害福祉センター」を中心に、地域の療育体制を行う事業を強化します。                     |       |



第1章  
計画策定にあたって

| No    | 取組             | 概要   | 担当課   |
|-------|----------------|--|-------|
| 4-1-4 | ●地域における療育支援の充実 | 保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所又は医療機関の職員を対象に、長崎市障害福祉センターの専門職員による療育技術指導や講習会を実施し、地域における療育支援体制の充実を図ります。 | 障害福祉課 |

第2章  
子どもと子育て家庭を取り巻く現状

| No    | 取組                   | 概要   | 担当課   |
|-------|----------------------|--|-------|
| 4-1-5 | ●障害福祉センターにおける発達支援の充実 | 長崎市障害福祉センター診療所において、心身に障害がある児童又はその疑いがある児童に対し、診察・治療・発達評価・障害評価を専門的に行い、医師又はセラピストによる療育とリハビリテーションを適切に実施します。<br>また、保育所、幼稚園等における巡回相談を行い、障害児の早期発見に努めるとともに、専門職員が保育士や保護者等からの相談を受け、適切な指導方法について助言します。<br>さらに、学童を対象としたグループ訓練や、家族支援のためのペアレント・トレーニングを実施するなど、療育の一層の充実を図ります。 | 障害福祉課 |

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
子ども計画の基本的考え方

| No    | 取組                  | 概要   | 担当課   |
|-------|---------------------|--|-------|
| 4-1-6 | ●医療的ケアが必要な児童への支援の充実 | 医療的ケア児が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し、医療的ケア児支援の充実を図ります。また、医療的ケア児の地域における受入れが促進されるよう、体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。 | 障害福祉課 |

第5章  
施策の展開

| No    | 取組          | 概要   | 担当課   |
|-------|-------------|--|-------|
| 4-1-7 | ●就学・教育相談の充実 | 発達障害を含む障害のある児童生徒一人ひとりに応じた教育を提供するために、就学・教育相談を実施しています。各幼稚園、保育所への案内、保護者や教諭、保育士等を対象とした説明会の実施、さらに、小学校入学前に実施される就学時健康診断においても就学相談の案内をしていきます。<br>今後も、より望ましい就学や適切な教育的支援ができるよう情報提供に努め、本人及び保護者に対して適切に相談を進めていきます。 | 教育研究所 |

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



計画策定にあたって

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組と課題

子ども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

| No    | 取組               | 概要  | 担当課      |
|-------|------------------|---|----------|
| 4-1-8 | ●特別支援教育に関する支援の充実 | ○障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒に対し、教育的ニーズに応じた適切な教育を行います。また、障害についての理解促進のための啓発活動を行うなど特別支援教育の充実を図ります。 | 教育研究所    |
|       |                  | ○特別支援学級の児童生徒の保護者に対して、その負担能力（世帯の所得）に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に要する所要の経費を補助し、経済的負担を軽減します。                                 | 教育委員会総務課 |

| No    | 取組          | 概要  | 担当課   |
|-------|-------------|---|-------|
| 4-1-9 | ●障害児福祉手当の支給 | 日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。 | 障害福祉課 |

| No     | 取組               | 概要  | 担当課   |
|--------|------------------|---|-------|
| 4-1-10 | ●児童発達支援センターの機能強化 | 児童発達支援センターが地域の中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ります。 | 障害福祉課 |

個別施策2) ひとり親家庭等の自立支援

| No    | 取組         | 概要   | 担当課    |
|-------|------------|--|--------|
| 4-2-1 | ●児童扶養手当の支給 | ひとり親世帯等の満18歳未満に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児童は20歳未満）について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童を養育する母又は父又は養育者に児童扶養手当を支給します。 | 子ども政策課 |



計画策定にあたって

子ども子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

子ども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

| No    | 取組                 | 概要   | 担当課    |
|-------|--------------------|--|--------|
| 4-2-2 | ●ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の助成 | 20歳未満の子を監護するひとり親家庭の母・父及びひとり親家庭の母・父に監護されている18歳未満の子（父母のない18歳未満の子も含む）、寡婦に対し、所得状況に応じて医療費の一部負担金のうち、ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の自己負担限度額を差し引いた額を助成します。 | 子ども政策課 |

| No    | 取組                  | 概要   | 担当課    |
|-------|---------------------|--|--------|
| 4-2-3 | ●ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化 | ○ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した支援を行います。併せて、長崎市社会福祉協議会が行っている貸付制度についても周知を図ります。              | 子ども政策課 |
|       |                     | ○母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭等の生活指導や相談・助言を実施します。   |        |
|       |                     | ○母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の父または母に面接を行い、個々のケースに応じた自立支援計画を策定して、就業する上での様々な悩みや問題の解決を図り、きめ細やかで継続的な就労支援を実施します。                 |        |
|       |                     | ○求人情報や各事業の情報を円滑に取得・提供するために、ハローワーク、マザーズコーナーやながさき就職支援ルーム等との連携を図ります。  |        |
|       |                     | ○長崎県と共同で長崎県ひとり親家庭等自立促進センターを運営し、就業支援及び専門家による相談を実施し、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援します。  |        |
|       |                     | ○長崎県ひとり親家庭等自立支援センターにおいて、養育費等に関する専門家による法律相談等を実施します。また、養育費の取決めを促すとともに養育費の取決めの継続した履行を確保するため、公正証書等の作成や養育費保証契約の締結に係る費用を補助します。 |        |

| No    | 取組          | 概要   | 担当課 |
|-------|-------------|--|-----|
| 4-2-4 | ●保育所への優先的入所 | ひとり親家庭が安心して就労・求職活動ができるよう、継続して保育所への優先的入所選考を実施します。 | 幼児課 |



計画策定にあたって

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

子ども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

| No    | 取組       | 概要  | 担当課            |
|-------|----------|---|----------------|
| 4-2-5 | ●保育料等の減免 | ○ひとり親家庭等の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所保育料を無償とします。また、決定については、未婚のひとり親家庭の父または母においても所得税法上の寡婦（夫）控除を「みなし適用」します。 | 幼児課            |
|       |          | ○経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。<br>【後掲】4-3-3                | 子どもみらい課        |
|       |          | ○低所得世帯に対する経済的支援として、利用料の減免措置を実施するとともに、国、県に利用料減免の補助制度創設を要望し、財源の確保を図ります。                             | 幼児課<br>子どもみらい課 |

| No    | 取組      | 概要  | 担当課      |
|-------|---------|---|----------|
| 4-2-6 | ●日常生活支援 | ひとり親家庭の保護者及び寡婦が病気や本人の就学などの事由により一時的に日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や育児などの日常生活の支援を行います。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組           | 概要                        | 担当課   |
|-------|--------------|---------------------------|-------|
| 4-2-7 | ●市営住宅への優先的入居 | ひとり親家庭の市営住宅への優先的入居を実施します。 | 建築総務課 |

| No    | 取組         | 概要   | 担当課    |
|-------|------------|--|--------|
| 4-2-8 | ●資格取得等への支援 | ひとり親家庭の保護者を対象に自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練給付金を給付し、資格取得にかかる費用及び養成機関で修業する期間の生活費を支援します。 | 子ども政策課 |

| No    | 取組                         | 概要  | 担当課    |
|-------|----------------------------|---|--------|
| 4-2-9 | ●ひとり親家庭への資金貸付制度等を活用した負担の軽減 | ○ひとり親家庭等の経済的自立の助成や生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付け、経済的自立を支援します。                                  | 子ども政策課 |
|       |                            | ○ひとり親家庭の住宅支援については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金による支援のほか、長崎県社会福祉協議会が実施している住宅支援資金貸付制度など利用可能なサービスの情報提供を行います。 |        |



| No     | 取組           | 概要  | 担当課                |
|--------|--------------|---|--------------------|
| 4-2-10 | ●母子生活支援施設の運営 | 母子生活支援施設において、配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ保護するとともに、自立促進のために生活を支援します。併せて、退所者についても相談その他の援助を行います。 | こども政策課<br>子育てサポート課 |

### 個別施策3) こどもの貧困対策

| No    | 取組                              | 概要  | 担当課       |
|-------|---------------------------------|---|-----------|
| 4-3-1 | ●こども相談センターによる支援の充実<br>【後掲】5-1-2 | いじめや不登校、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子どもに対して、心身の発達の過程を通じて健やかな成長を切れ目なく支える必要があることから、補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」を見直し、相談支援業務を拡充した「長崎市こども相談センター」を設置し、適切な支援を行います。 | こども相談センター |



| No    | 取組           | 概要   | 担当課  |
|-------|--------------|--|--|
| 4-3-2 | ●ヤングケアラーへの支援 | <p>○障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「こども」とされる「ヤングケアラー」について、各学校にアンケートの実施などを依頼し、早期発見に努めます。</p> <p>○早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーへの支援を充実します。</p> | 子育てサポート課<br>こども相談センター<br>教委総務課<br>学校教育課<br>教育研究所<br>自治振興課<br>地域保健課<br>福祉総務課<br>障害福祉課<br>介護保険課<br>地域包括ケアシステム推進室<br>各総合事務所地域福祉課<br>中央総合事務所生活福祉1・2課 |

計画策定にあたって  
第1章

こどもと子育て家庭を取り巻く現状  
第2章

計画の取組と課題  
第3章

こども計画の基本的考え方  
第4章

施策の展開  
第5章

計画の目標等  
第6章

計画の推進  
第7章



計画策定にあたって

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組と課題

子ども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

| No    | 取組                 | 概要   | 担当課           |
|-------|--------------------|--|---------------|
| 4-3-3 | ●生活困窮世帯等の子どもへの生活支援 | ○引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯に対して、専門相談員による関係機関と連携した支援を実施します。  | 中央総合事務所生活福祉2課 |
|       |                    | ○地域での子ども食堂やフードパントリーなどの活動を応援し、継続しやすい環境づくりに努めていきます。  | 子ども政策課        |
|       |                    | ○地域学校協働活動における学習支援等【再掲】3-4-1<br>放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようにするため、放課後子ども教室の実施を推進します。 | 子どもみらい課       |
|       |                    | ○経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなるがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。<br>【再掲】4-2-5   | 子どもみらい課       |
|       |                    | ○経済的な理由から生理用品が購入できないなど、児童生徒から相談があった場合には、市立各学校において、生理用品を提供します。  | 健康教育課         |

| No    | 取組           | 概要   | 担当課   |
|-------|--------------|--|-------|
| 4-3-4 | ●義務教育段階の就学支援 | ○経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。 | 教委総務課 |
|       |              | ○公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。                           |       |

| No    | 取組                          | 概要  | 担当課           |
|-------|-----------------------------|---|---------------|
| 4-3-5 | ●生活困窮世帯等への学習支援<br>【再掲】3-4-1 | 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行います。 | 中央総合事務所生活福祉2課 |



【基本施策4】

きめ細かな対応が必要な子どもと家庭への支援

| No    | 取組                      | 概要   | 担当課   |
|-------|-------------------------|--|-------|
| 4-3-6 | ●高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 | ○高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。 | 教委総務課 |
|       |                         | ○経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。                          |       |
|       |                         | ○経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学金の貸与を行います。   |       |

| No    | 取組                    | 概要  | 担当課                                |
|-------|-----------------------|---|------------------------------------|
| 4-3-7 | ●生活保護世帯等への進学費用等の負担の軽減 | 生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給を活用し、経済的理由により修学困難な生徒の学習機会の確保を図ります。 | 中央総合事務所生活福祉1・2課<br>東・南・北総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組            | 概要                                    | 担当課                                |
|-------|---------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 4-3-8 | ●高等教育の進学・就学支援 | 生活保護世帯の子どもが大学等へ進学するときは、進学準備給付金を給付します。 | 中央総合事務所生活福祉1・2課<br>東・南・北総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組                   | 概要   | 担当課    |
|-------|----------------------|--|--------|
| 4-3-9 | ●生活困窮世帯等の子どもに対する就業支援 | ○ひとり親家庭の子どもには、長崎県と共同で運営している長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業相談・就業支援講習会等を行うとともに、ハローワーク等と連携し、就業支援を推進します。 | 子ども政策課 |

計画策定にあたって  
第1章

子どもと子育て家庭を取り巻く現状  
第2章

計画の取組状況と課題  
第3章

子ども計画の基本的考え方  
第4章

施策の展開  
第5章

計画の目標等  
第6章

計画の推進  
第7章



| No     | 取組        | 概要   | 担当課                                |
|--------|-----------|--|------------------------------------|
| 4-3-10 | ●生活保護費の支給 | 生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の維持や自立した生活が送れるよう支援を行います。 | 中央総合事務所生活福祉1・2課<br>東・南・北総合事務所地域福祉課 |

| No     | 取組        | 概要  | 担当課           |
|--------|-----------|---|---------------|
| 4-3-11 | ●保護者の自立支援 | ○生活困窮者等の相談については、相談担当職員や支援員の能力向上を図るとともに、他機関との連携強化等を行うことで課題の解決を図ります。                                  | 中央総合事務所生活福祉2課 |
|        |           | ○生活保護世帯への就労支援について、就労支援員を中心とした各種就労支援事業間の連携のみならず、家計改善支援事業や健康管理支援事業も活用しながら、就職実現に向けて対象者の状況に応じた支援を実施します。 |               |
|        |           | ○生活保護世帯への民間委託による就労支援事業において、民間のノウハウを活かした就労支援方法や就業訓練、就労準備支援の充実を図ります。                                  |               |

| No     | 取組             | 概要  | 担当課           |
|--------|----------------|---|---------------|
| 4-3-12 | ●住居や就労機会に関する支援 | 離職や収入減等により住居を失うおそれがある者に対し、一定の家賃補助とともに、就労支援等を実施する住居確保給付金事業により、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。 | 中央総合事務所生活福祉2課 |

| No     | 取組       | 概要   | 担当課           |
|--------|----------|--|---------------|
| 4-3-13 | ●就労機会の確保 | ハローワークや民間の就労支援機関等と連携し、困窮世帯等の状況に応じ、子育てとの両立が可能な求人情報の提供や応募書類の作成、面接演習等を実施し、就労の実現と自立を目指した支援を行います。 | 中央総合事務所生活福祉2課 |

計画策定にあたって

第1章  
第2章  
子どもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
子ども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



計画策定にあたって  
第1章

子どもと子育て家庭を取り巻く現状  
第2章

計画の取組と課題  
第3章

子ども計画の基本的考え方  
第4章

施策の展開  
第5章

計画の目標等  
第6章

計画の推進  
第7章

| No     | 取組         | 概要  | 担当課                                |
|--------|------------|---|------------------------------------|
| 4-3-14 | ●親の学び直しの支援 | ハローワークと連携し、職業訓練や各種講座の案内、生活保護制度の生業扶助等の活用により、生活保護世帯に学び直しの支援を行います。 | 中央総合事務所生活福祉1・2課<br>東・南・北総合事務所地域福祉課 |

| No     | 取組               | 概要   | 担当課           |
|--------|------------------|--|---------------|
| 4-3-15 | ●非正規雇用から正規雇用への転換 | 非正規などの不安定な雇用環境にある方が生活費や住宅費の心配をすることなく、正規雇用を目指すことができるよう金銭給付を受けながら求職活動を行うことができる職業訓練受講給付金や住居確保給付金などの制度活用を図ります。 | 中央総合事務所生活福祉2課 |

| No     | 取組                             | 概要  | 担当課           |
|--------|--------------------------------|---|---------------|
| 4-3-16 | ●生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 | 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を活用して、ひとり親家庭が社会的につながりを持ち、地域社会から孤立しないために必要な支援を行います。 | 中央総合事務所生活福祉2課 |

| No     | 取組            | 概要   | 担当課   |
|--------|---------------|--|-------|
| 4-3-17 | ●外国人児童生徒等への支援 | 外国人児童生徒等についても、教育の機会を適切に確保するため、教育相談員を派遣するなど、教育相談や学習面の支援を行います。 | 学校教育課 |



## 【基本施策5】こどもの心と命を守るための取組み

### 【この施策に関連する主な意見】

- ・ 事故が少なくなるような道路にしてほしい（小学生）
- ・ 不登校のこどもがいなくなるような幸せな社会になってほしい（小学生）
- ・ いじめが無く、一人で悩みを抱えなくていい、みんなが安心安全に過ごせるのが私にとって理想の長崎です（小学生）
- ・ 不登校や引きこもりをなくす（中学生）
- ・ いじめ、虐待から守れたらいいなと思います（中学生）
- ・ いじめなどを無視せず一緒に解決してほしい。自殺するこどもを救ってあげてほしいです（中学生）
- ・ 学校に来ることができなくなった子の支援をしてほしい（高校生）
- ・ 繁華街の近くは酔っ払いが多いので、夜など傍を通るのが怖い（高校生）
- ・ 田舎は街灯が少ないので、夜道は暗く不安を感じる（高校生）
- ・ なりたい自分になれるように夢をバカにしたり無理だと決めつけず応援できる人が増えてほしいです！そして、いじめや陰口がなく自分に自信を持って生きていける場所になってほしいです！（高校生）
- ・ 子育てをする親達が不安な生活をしないでいいように、貧困や色々なトラブルでこども達の虐待に繋がらないように、こどもも親も幸せに楽しく生活できる支援施策を期待しております（未就学児保護者）
- ・ 不登校になったとき、どこに相談したら良いかわからず、親子ともに疲弊していく中での情報取得や学校への対応などに困難を感じました。繋がれる場所や相談できる人などの情報が少しでも早く受け取れるような支援をお願いしたいです（小学生保護者）
- ・ 安全に歩けるように歩道を広く、ガードレールを増やしてほしいです（小学生保護者）
- ・ こどもが犯罪などに巻き込まれないようにしてほしい（小学生保護者）

### 【意見に対する施策の考え】

こどもの命を守るための交通安全・防犯対策や、いじめや虐待の発生防止に対し、多くの希望があります。こどもの安全対策、虐待・いじめの発生予防、また早期発見・早期対応にむけた支援体制の充実などの取組みを進めます。



## 個別施策1) 虐待・いじめ・不登校等の発生予防

| No    | 取組              | 概要   | 担当課       |
|-------|-----------------|--|-----------|
| 5-1-1 | ●子どもを守る条例の周知・啓発 | 虐待やいじめ等から子どもたちを市民一丸となって守るために制定した「長崎市子どもを守る条例」のもと、ワークショップや連絡協議会を実施し、子どもたちへの相談カードやクリアホルダー配布等の周知・啓発に取り組むとともに、関係機関と連携していじめ等の防止に努めます。 | 子ども相談センター |

| No    | 取組                              | 概要  | 担当課       |
|-------|---------------------------------|---|-----------|
| 5-1-2 | ●子ども相談センターによる支援の充実<br>【後掲】4-3-1 | いじめや不登校、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子どもに対して、心身の発達の過程を通じて健やかな成長を切れ目なく支える必要があることから、補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」を見直し、相談支援業務を拡充した「長崎市子ども相談センター」を設置し、適切な支援を行います。 | 子ども相談センター |

| No    | 取組                                    | 概要   | 担当課   |
|-------|---------------------------------------|--|-------|
| 5-1-3 | ●思春期・青年期こころの健康づくり講演会の実施<br>【再掲】1-2-12 | 思春期・青年期のこころの健康について、精神科医師や専門家による講演会を年2回程度実施します。 | 地域保健課 |

| No    | 取組                   | 概要  | 担当課   |
|-------|----------------------|---|-------|
| 5-1-4 | ●学びの支援センター・校内別室による支援 | 不登校児童生徒に対して、個別及び小集団による相談指導を行うことにより、学校復帰をはじめとした社会的自立に向けた一助とします。また、登校はできるが教室に入ることができない児童生徒に対する支援の充実を図ることを目的とし、ニーズのある全ての市立小・中学校に校内別室支援員を配置します。 | 教育研究所 |

| No    | 取組            | 概要   | 担当課   |
|-------|---------------|--|-------|
| 5-1-5 | ●アウトリーチ型支援の充実 | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーが、家庭環境等に課題を抱える児童生徒等への質の高い支援を行います。 | 教育研究所 |



| No    | 取組                    | 概要   | 担当課   |
|-------|-----------------------|--|-------|
| 5-1-6 | ●仮想空間（メタバース）を活用した登校支援 | 自宅から出られず、学校や関係機関からの支援を受けられない児童生徒に対し、メタバース空間による学びの場の提供や個別相談等による支援の充実を図る。令和6年10月から「ひかり教室」における試行運用を基に検証を実施し、次年度からの本格運用につなげます。 | 教育研究所 |

| No    | 取組           | 概要   | 担当課   |
|-------|--------------|--|-------|
| 5-1-7 | ●学びの多様化学校の設置 | 不登校生徒の学びの機会を保障し、社会性の育成を図るため、特別の教育課程を編成した「学びの多様化学校」について令和8年4月の開設を目指します。 | 教育研究所 |

| No    | 取組              | 概要  | 担当課            |
|-------|-----------------|---|----------------|
| 5-1-8 | ●こども・若者の自殺対策の推進 | ○ゲートキーパー養成講座の開催<br>自殺しようとしている人のサインにいち早く気づいて適切な対応ができるゲートキーパーを増やすために、出前講座、養成講座等を開催します。  | 地域保健課          |
|       |                 | ○こども相談センターの周知・充実<br>市内の小中高等学校のこどもたちへの相談カードやクリアフォルダーの配布、学習者用1人1台端末や保護者用配信ツール等により周知を図ります。また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、関係機関訪問や関係会議参加により連携を図り、適切な支援につなげるよう努めます。【後掲】5-2-1 | こども相談センター      |
|       |                 | ○小中学生を対象に、いじめについての基礎知識やいじめの問題性に気付くこと、いじめを解消するような行動がとれるようになることを目標とした「いじめ防止ワークショップ」を実施します。  | こども相談センター      |
|       |                 | ○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題やヤングケアラーを早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持ったこどもや家庭に対して、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。【後掲】5-2-6    | 教育研究所<br>学校教育課 |

第1章  
計画策定にあたって

第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
こども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



| No    | 取組                               | 概要  | 担当課      |
|-------|----------------------------------|---|----------|
| 5-1-9 | ●子ども・子育てイカオ相談の周知・充実<br>【再掲】3-6-6 | 妊娠・出産・子育てに関するあらゆる相談に、電話、LINE、メール、窓口、オンラインにて専門職が応じ、必要な支援へつなぎます。また、ホームページ掲載や、SNS配信等子育て世帯が情報を得やすい方法により周知を図ります。 | 子育てサポート課 |

| No     | 取組   | 概要  | 担当課      |
|--------|--|---|----------|
| 5-1-10 | ●子ども家庭センター（児童福祉機能）による支援の充実<br>【再掲】2-2-2<br>【後掲】5-2-2 | すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子ども等に関する相談全般から、社会福祉士、臨床心理士などによる専門的な相談対応や継続的な訪問を行い、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行います。 | 子育てサポート課 |

| No     | 取組                       | 概要   | 担当課      |
|--------|--------------------------|--|----------|
| 5-1-11 | ●親子の心の相談の実施<br>【再掲】3-6-7 | 子どもの関わり方に悩んでいる保護者に対して、精神保健福祉士、小児科医等が専門的なアドバイスを行う「親子の心の相談」を実施します。 | 子育てサポート課 |

| No     | 取組           | 概要   | 担当課                     |
|--------|--------------|--|-------------------------|
| 5-1-12 | ★養育支援訪問事業の実施 | 出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導を行い、児童虐待を未然に防止します。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No     | 取組              | 概要   | 担当課      |
|--------|-----------------|--|----------|
| 5-1-13 | ★子育て世帯訪問支援事業の実施 | 家事や子育て等に対する不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援者が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。 | 子育てサポート課 |

| No     | 取組                                    | 概要  | 担当課      |
|--------|---------------------------------------|---|----------|
| 5-1-14 | ★親子の関係性や子どもとの関わり方を学ぶ場の提供<br>【再掲】3-7-3 | 子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者等が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるなど、健全な親子関係の形成に向けた支援のあり方について検討します。 | 子育てサポート課 |

計画策定にあたって

第1章  
子どもと子育て家庭を取り巻く現状第2章  
計画の取組と課題第3章  
子ども計画の基本的考え方第4章  
施策の展開第5章  
計画の目標等第6章  
計画の推進



| No     | 取組                                | 概要   | 担当課      |
|--------|-----------------------------------|--|----------|
| 5-1-15 | ★子育て短期支援事業（ショートステイ）<br>【再掲】3-6-13 | ○保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行います。<br>○こどもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行います。<br>○必要としている方に利用してもらうため、引き続きこども家庭センター等でチラシ配布等により、市民や関係機関等へ幅広く周知を図ります。 | 子育てサポート課 |

## 個別施策2) 虐待等の早期発見・早期対応への支援体制の充実

| No    | 取組                            | 概要   | 担当課       |
|-------|-------------------------------|--|-----------|
| 5-2-1 | ●こども相談センターの周知・充実<br>【再掲】5-1-8 | 市内の小中高等学校のこどもたちへの相談カードやクリアフォルダーの配布、学習者用1人1台端末や保護者用配信ツール等により周知を図ります。また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、関係機関訪問や関係会議参加により連携を図り、適切な支援につなげるよう努めます。 | こども相談センター |

| No    | 取組   | 概要  | 担当課      |
|-------|--|---|----------|
| 5-2-2 | ●こども家庭センター（児童福祉機能）による支援の充実<br>【再掲】2-2-2、5-1-10 | すべてのこどもとその家庭及び妊産婦を対象に、こども等に関する相談全般から、社会福祉士、臨床心理士などによる専門的な相談対応や継続的な訪問を行い、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行います。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組                             | 概要  | 担当課      |
|-------|--------------------------------|---|----------|
| 5-2-3 | ●関係機関との連携、職員の資質向上<br>【後掲】5-3-2 | 長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（長崎市要保護児童対策地域協議会）を中心に、学校、警察、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、対応困難な相談にも、長崎県児童相談所職員との人事交流と定期的な連絡会議を行うことで、円滑な連携及び職員の資質向上に努め相談体制の充実を図ります。 | 子育てサポート課 |



| No    | 取組                           | 概要  | 担当課                     |
|-------|------------------------------|---|-------------------------|
| 5-2-4 | ★乳児家庭全戸訪問事業の実施<br>【再掲】2-2-10 | 家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、子育てに関する情報提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなぎます。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組                  | 概要   | 担当課      |
|-------|---------------------|--|----------|
| 5-2-5 | ●虐待やいじめ等への早期発見、早期対応 | ○乳幼児健康診査の場や保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、虐待やいじめ等の早期発見、早期対応に努めます。<br>○保護者や関係機関に対して、虐待がこどもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼすことや、体罰などによらない子育てについて、ポスターやリーフレット等により広く意識啓発を行います。また、泣き声をする等地域で気になるこどもを発見した際の対応等について、市民への啓発を行います。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組  | 概要   | 担当課            |
|-------|---|--|----------------|
| 5-2-6 | ●スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組みの推進<br>【再掲】5-1-8 | スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題やヤングケアラーを早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持ったこどもや家庭に対して、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。 | 教育研究所<br>学校教育課 |

## 個別施策3) 特に配慮を要するこどもへの支援

| No    | 取組                | 概要   | 担当課      |
|-------|-------------------|--|----------|
| 5-3-1 | ●児童養護施設等の措置解除後の支援 | 児童養護施設等に入所していたこどもが家庭に復帰した後にこどもが安定した生活を継続できるよう、児童相談所とも連携しながら、こども家庭センター（児童福祉機能）の専門の相談員による相談や定期的な訪問等を推進します。 | 子育てサポート課 |



| No    | 取組                             | 概要  | 担当課      |
|-------|--------------------------------|---|----------|
| 5-3-2 | ●関係機関との連携、職員の資質向上<br>【再掲】5-2-3 | 長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（長崎市要保護児童対策地域協議会）を中心に、学校、警察、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、対応困難な相談にも、長崎県児童相談所職員との人事交流と定期的な連絡会議を行うことで、円滑な連携及び職員の資質向上に努め相談体制の充実を図ります。 | 子育てサポート課 |

## 個別施策4) こどもの安全対策の推進

| No    | 取組                   | 概要  | 担当課     |
|-------|----------------------|---|---------|
| 5-4-1 | ●子どもを守るネットワーク活動等への支援 | こどもが安全に、安心して過ごすことができるまちの実現のため、地域の活動を推進し、その取組みを支援します。また、こどもの命を守る活動充実のため、活動内容や組織のあり方を検討します。 | こどもみらい課 |

| No    | 取組       | 概要  | 担当課       |
|-------|----------|---|-----------|
| 5-4-2 | ●補導活動の推進 | こども相談センター職員及び市内全域に配置した少年補導委員が街頭補導を定期的実施し、こどもの非行防止・健全育成、社会環境浄化に努めます。また、不審者や有害鳥獣の情報を「こども安全注意報」として発令し、こどもを守る地域の活動を推進します。 | こども相談センター |

| No    | 取組                | 概要   | 担当課     |
|-------|-------------------|--|---------|
| 5-4-3 | ●メディア利用のルールづくりの推進 | 長崎市PTA連合会と連携し、メディアの使用について「長崎っ子の約束」をチラシにて周知し、親子でのルールづくりを啓発します。また、メディア研修をPTAを対象に実施し、メディアを安全に利用するための家庭のルール作りに役立てます。 | 生涯学習企画課 |



| No    | 取組             | 概要   | 担当課                      |
|-------|----------------|--|--------------------------|
| 5-4-4 | ●薬物や性感染症への知識普及 | ○性感染症を予防するため、若い世代に対するエイズや性感染症への知識の普及を図ります。<br>○薬物乱用防止教室の実施にあたっては、薬物乱用についての知識を深め主体的に考えることができるよう「生徒参加型」の推進を継続します。また、性感染症等の知識を深めるために、学校における保健学習に併せて外部講師の活用を推進します。 | 感染症対策室<br>生活衛生課<br>健康教育課 |

| No    | 取組              | 概要   | 担当課   |
|-------|-----------------|--|-------|
| 5-4-5 | ●交通安全に関する取組みの推進 | ○交通安全意識の啓発<br>交通安全思想の普及のため、幼稚園等に長崎市交通安全指導普及員を派遣し、子ども向け交通安全教室を行い、基本的な交通ルールを指導します。<br>○長崎市交通指導員による交通安全活動の推進<br>登下校時において児童生徒の安全を確保しながら交通ルールを学ばせるため、長崎市交通指導員が交通要所の横断歩道にて立哨活動を行います。 | 自治振興課 |

| No    | 取組                 | 概要  | 担当課   |
|-------|--------------------|---|-------|
| 5-4-6 | ●青色パトロール隊の活動に対する支援 | 防犯ボランティア団体により行われている青色回転灯装備車を用いたパトロールにかかる経費の一部を補助し、活動を支援します。 | 自治振興課 |

計画策定にあたって

第1章  
第2章  
こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章  
計画の取組状況と課題

第4章  
こども計画の基本的考え方

第5章  
施策の展開

第6章  
計画の目標等

第7章  
計画の推進



## 【基本施策6】 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

### 【この施策に関連する主な意見】

- ・ 職場体験や職業を詳しく調べられる場所が身近にあるといい（中学生）
- ・ 雇用の増加、新卒・第二新卒の採用にかかる企業への支援をしてほしい。雇用がなく、市外への転出を考えてしまうため（18歳から29歳）
- ・ 共働きがしやすい環境の整備 欲を言えば共働きをしなくても済む給与制度の改正（18歳から29歳）
- ・ こどもの看護休暇を無給ではなく、有給にして欲しい。日数ももう少し欲しい。対象のこどもを小学生まで広げて欲しい。小学生のこどもの付き添い入院に対しても休暇や制度があるといいなと思う（未就学児保護者）
- ・ 男性への育児休暇の促進は良いと思うが、ただ促進するのではなく、育児休暇の間、どうい対応が必要なのか講習する場を設けるなど企業に働きかけてほしい（未就学児保護者）
- ・ 長崎市の保健師等が相談に乗ってくれたり連絡をくださる点が助かっています。出産後の再就職支援やこどもをいつでも預かってくれる施設があると、さらに子育てしやすくなると感じます（未就学児保護者）
- ・ 働き方改革を進めてほしい（小学生保護者）
- ・ 両親ともに17時に家に帰られるなら、ゆとりを持って子育てを楽しむことができると思う。育児世帯に限らず、残業なく帰られる職場の環境作りが一番大事だと思う（小学生保護者）
- ・ ひと口に「子育て支援」と言っても、こどもの年齢で求められることはかなり違うと思います。物質的な支援も必要とされているとは思いますがこどもの病気で休みやすい、とかこどもの足音で文句を言われたい（常識外れの騒音は別ですが）とか社会の雰囲気作りも大切だと思います（小学生保護者）

### 【意見に対する施策の考え】

子育て環境の安定には、経済的な支えとなる家族の雇用の安定、雇用主である企業や子育て家庭が過ごすまち全体が理解を深めることが望まれています。

地域や企業、職場など、こどもを取り巻くあらゆる環境において子育てを応援する環境整備、気運醸成等の取組みを進めます。



## 個別施策1) 地域や企業などの子育てを応援する取組みの推進

| No    | 取組                       | 概要  | 担当課    |
|-------|--------------------------|---|--------|
| 6-1-1 | ●まち全体で子育て家庭を支える仕組みづくりの推進 | <p>○イーカオサポーター制度</p> <p>子育て家庭が外出時など、どこでも子育てを応援してもらえるよう、地域や商店街、民間企業等の参画により、まち全体で子育てを支援する場所の切れ目のない仕組みとして「イーカオサポーター」制度を開始し、民間団体への登録の促進と子育て家庭への周知を図ります。</p> <p>○赤ちゃんの駅の設置</p> <p>子育て家庭が子連れで外出する際の負担を軽減するための、授乳室やオムツ替えスペースを市民に無料で開放してくれる施設について企業等に働きかけを行うとともに、赤ちゃんの駅認定施設をホームページで紹介し広く周知します。</p> | こども政策課 |

| No    | 取組                                | 概要  | 担当課                     |
|-------|-----------------------------------|---|-------------------------|
| 6-1-2 | ★地域の身近な場所での相談<br>【再掲】2-2-15、3-6-8 | 地域の身近な場所で、子育て家庭からの相談を受け、必要な支援を行う「利用者支援」と、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成等の「地域連携」を行います。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

| No    | 取組                                  | 概要   | 担当課      |
|-------|-------------------------------------|--|----------|
| 6-1-3 | ★ファミリー・サポート・センター事業の充実<br>【再掲】3-6-12 | 地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行います。 | 子育てサポート課 |

| No    | 取組                      | 概要   | 担当課         |
|-------|-------------------------|--|-------------|
| 6-1-4 | ●地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援 | 自治会をはじめ地域の様々な団体が連携し、地域課題の解決に向けた取組み（地域におけるまちづくり）を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行います。 | 地域コミュニティ推進室 |

計画策定にあたって

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

こども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進



計画策定にあたって  
第1章

| No    | 取組                     | 概要   | 担当課     |
|-------|------------------------|--|---------|
| 6-1-5 | ●企業連携型奨学金返還支援【再掲】3-8-8 | 若年者の経済的な負担の軽減に伴う生活の安定化を図り、長崎市に居住する若年者の地元就職・定着に繋げるため、従業員への奨学金返還支援制度を有する企業と連携して、その費用の一部を補助する取組みを進めていきます。 | 産業雇用政策課 |

こどもと子育て家庭を取り巻く現状  
第2章

| No    | 取組        | 概要   | 担当課     |
|-------|-----------|--|---------|
| 6-1-6 | ●若年者の雇用促進 | ○地元で働く魅力の発信<br>地元企業の魅力について、小学生から大学生といった若年者や、その保護者に対して、情報発信などを行います。   | 産業雇用政策課 |
|       |           | ○地元企業の受け入れ態勢支援<br>テレワークやフレックスタイムなどといった、「場所や時間に縛られない多様な働き方」の導入を推進します。 |         |

計画の取組状況と課題  
第3章

こども計画の基本的考え方  
第4章

| No    | 取組          | 概要   | 担当課     |
|-------|-------------|--|---------|
| 6-1-7 | ●多様な人材の雇用促進 | 女性の活躍促進をはじめ、高齢者、外国人等といった様々な人材が活躍できる職場環境の整備など、中小事業者の取組みを支援します。<br>また、若年者に対し、女性活躍に取り組む地元企業を紹介する取組みなどを行います。 | 産業雇用政策課 |

施策の展開  
第5章

## 個別施策2) ワーク・ライフ・バランスの推進

| No    | 取組                  | 概要  | 担当課                  |
|-------|---------------------|---|----------------------|
| 6-2-1 | ●ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発 | 長崎市労政だよりやその他情報紙等による情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、周知啓発を図ります。 | 産業雇用政策課<br>人権男女共同参画室 |

計画の目標等  
第6章

計画の推進  
第7章



計画策定にあたって

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

計画の取組状況と課題

子ども計画の基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

| No    | 取組                     | 概要   | 担当課       |
|-------|------------------------|--|-----------|
| 6-2-2 | ●ワーク・ライフ・バランスに取組む企業の支援 | ○男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を表彰し、その取組みを紹介することで、他の事業所や市民の男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。                | 人権男女共同参画室 |
|       |                        | ○ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業者を対象とした低利な融資制度により、中小企業者の取組みを支援します。                                     | 商業振興課     |
|       |                        | ○次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その目標を達成した企業のうち、基準を満たす企業を「子育てサポート企業」として認定する「くるみん認定制度」の周知を図ります。 | 子ども政策課    |

| No    | 取組                      | 概要  | 担当課                     |
|-------|-------------------------|---|-------------------------|
| 6-2-3 | ●父親への子育て支援<br>【再掲】3-7-2 | 家族が協力し合って子育てができる環境をつくるため、父親（パートナー）への支援として、妊娠中の両親学級、父親（パートナー）も対象とする育児学級や父親（パートナー）と就学前児童が参加する「お遊び教室パパデー」を開催します。 | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |

個別施策3) 子育てと仕事の両立のための基盤整備

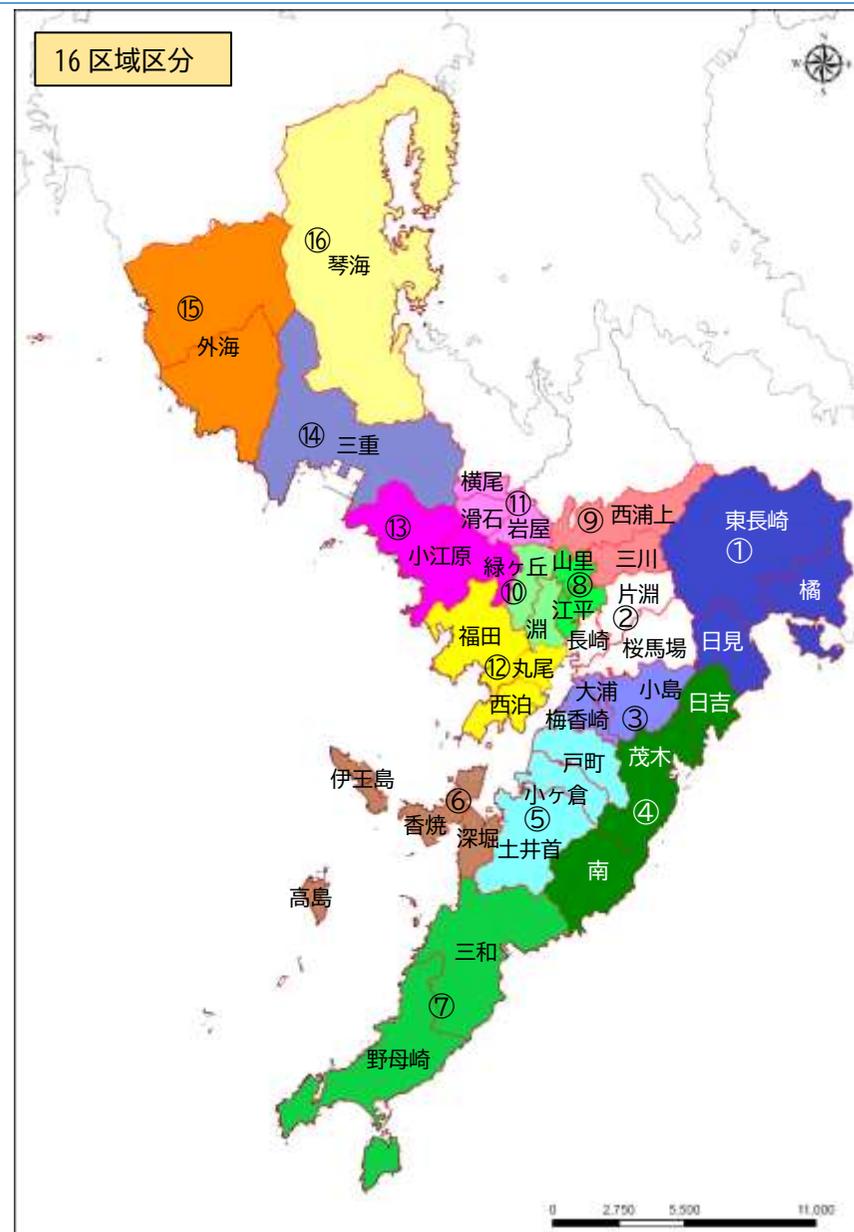
| No    | 取組                     | 概要   | 担当課            |
|-------|------------------------|--|----------------|
| 6-3-1 | ●保育施設等の整備<br>【再掲】3-5-1 | 保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう保育施設、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等を整備します。 | 幼児課<br>子どもみらい課 |

## 【補足】地域子ども・子育て支援事業の実施

### 1) 区域設定の考え方

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたり、今後の量の見込み及び確保の内容を定めるため、長崎市内の区域を次のとおり設定します。なお、各区域の具体的な取組み内容については、資料編3に掲載しています。

| 事業                           | 区域           |      |
|------------------------------|--------------|------|
| 教育・保育施設                      | 16区域         |      |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）        | 小学校区         |      |
| 妊婦等包括相談支援事業                  | 市全域          |      |
| 妊産婦健康診査事業                    | 市全域          |      |
| 産後ケア事業                       | 市全域          |      |
| 乳児家庭全戸訪問事業                   | 市全域          |      |
| 養育支援訪問事業                     | 市全域          |      |
| 子育て世帯訪問支援事業                  | 市全域          |      |
| 利用者支援事業                      | 【基本型】        | 16区域 |
|                              | 【こども家庭センター型】 | 市全域  |
| 延長保育事業                       | 16区域         |      |
| 一時預かり事業                      | 16区域         |      |
| 病児・病後児保育事業                   | 市全域          |      |
| 乳児等通園支援事業                    | 市全域          |      |
| 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）       | 16区域         |      |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） | 16区域         |      |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ）           | 市全域          |      |
| 親子関係形成支援事業                   | —            |      |



## 2) 計画期間のこどもの人口予測

計画期間のこどもの人口について、0歳は令和2年から令和6年までの4月1日現在の実績値をもとにトレンド関数を、1～11歳はコーホート変化率法<sup>12</sup>を用いて予測したところ、長崎市の0歳から11歳のこどもの数は、減少することが見込まれます。

| 年度       | 令和7年   | 令和8年   | 令和9年   | 令和10年  | 令和11年  | 令和12年  |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳       | 2,017  | 1,891  | 1,768  | 1,641  | 1,516  | 1,391  |
| 1歳       | 2,090  | 2,030  | 1,898  | 1,772  | 1,648  | 1,523  |
| 2歳       | 2,257  | 2,066  | 2,005  | 1,875  | 1,752  | 1,630  |
| 3歳       | 2,463  | 2,239  | 2,050  | 1,987  | 1,859  | 1,737  |
| 4歳       | 2,412  | 2,436  | 2,218  | 2,030  | 1,968  | 1,840  |
| 5歳       | 2,558  | 2,401  | 2,424  | 2,208  | 2,023  | 1,960  |
| 0～5歳 計   | 13,797 | 13,063 | 12,363 | 11,513 | 10,766 | 10,081 |
| 6歳       | 2,784  | 2,534  | 2,377  | 2,398  | 2,189  | 2,004  |
| 7歳       | 2,925  | 2,775  | 2,528  | 2,371  | 2,392  | 2,184  |
| 8歳       | 2,991  | 2,911  | 2,758  | 2,513  | 2,361  | 2,380  |
| 9歳       | 3,053  | 2,974  | 2,897  | 2,742  | 2,502  | 2,349  |
| 10歳      | 3,262  | 3,045  | 2,969  | 2,889  | 2,736  | 2,495  |
| 11歳      | 2,965  | 2,886  | 2,731  | 2,965  | 2,886  | 2,731  |
| 6～11歳 計  | 17,980 | 17,125 | 16,260 | 15,878 | 15,066 | 14,143 |
| 0～11歳 合計 | 31,777 | 30,188 | 28,623 | 27,391 | 25,832 | 24,224 |

<sup>12</sup> コーホート変化率法：コーホートとは同時出生集団のことをいいます。同じ年齢のグループ、例えば、ある時点の3歳児のグループが、翌年、1年経って4歳になるまでの間に転入、転出あるいは死亡により変動した人口比を用いて人口の推計を行う方法がコーホート変化率法です。